

参議院農林水産委員会會議録第四十一号

昭和三十六年五月十一日(木曜日)

午前十時二十一分開会

委員の異動

本日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として戸叶武君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君
森 八三君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
大河原 次君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
戸叶 武君
棚橋 小虎君
北條 雋八君
天田 勝正君

衆議院議員

足鹿 覺君
北山 愛郎君
中澤 茂一君
池田 勇人君
周東 英雄君
内閣総理大臣
農林 大臣
政府委員
法制局長官
農林政務次官
農林大臣官
房審議官
農林省農林
経済局長
農林省農地局長
農林省畜産局長
食糧庁長官
須賀 賢二君

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)
○農業基本法案(天田勝正君外二名宛議)

○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)
○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業基本法案(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第三三三三)、農業基本法案(衆第二二二二、予備審査)、以上三案を一括議題といたします。

この際、主として農業基本法案(参第三三三三)及び農業基本法案(衆第二二二二)について質疑を行ないます。

両案についての發言者の御出席は、天田勝正君、東隆君、北山愛郎君でございます。

それでは御質疑のおありの方は、順次御發言をお願いいたします。

○櫻井志郎君 本日議題になつております民主社会党の御提案の基本法案並びに日本社会党の御提案の予備審査の段階にありますが基本法案について、若干質問をさせていただきます。

まず、民主社会党の基本法案でありますが、過般御提案の趣旨の説明は承つたのでありますが、一応政府提案の基本法案と民主社会党の基本法案の顯著なる相違点について、簡潔にもう一度、御説明をお願いいたしたいと思ふので。

○委員外議員(天田勝正君) お答えいたします。御指摘のありましたように、先般の提案理由の説明の際に、五つの点について、わが党の特徴点を申し上げたのでございますが、これを総括いたしますれば、この法案に取り組む姿勢が問題であると存じます。

提案者でありますから、この際他党のものごとやこう申し上げたくないのではありませんが、私、政府案を伺いますと、別段さうな表現は使っておりませんけれども、全体を通じて、これはいわけの現状の手直しというふうなうかがえるのでございます。わが党はこれに對して、歴史的な今日の農業の、まづこころなつた過程、またわが国の近代工業国家としての育成の歴史を考へてみる場合に、この際国は、農業者に対して償いを行ななければなら

ない時期が到来したのである。こういう観点に立つて、わが党の特徴点が出て参つたのであります。この観点からいたしました、さきに申しましたように、第一には、国の責任というものを、全条に貫いたという点でございます。

第二は、明瞭に、言葉においても、政府案と違ひます。わが党はこの法案の趣旨をば、計画的に貫いた。この計画性につきましても、いわゆる農業基本計画、これに基づいて年度計画、そして主要農畜産物に対する長期生産計画、この三つにわたつたというところ、基本計画の中におきまして、農業生産基盤の整備拡充計画を第一にうたひまして、いわゆるその母体作りに力を入れたという点。

次には、農用地の拡大を目ざしまして、いわゆる農用地造成計画、そして協同組織を大いに活用しなければ、やがて官僚統制の弊に陥る危険があると思ふのであります。協同組織の拡充計画、そして所得格差の解消を目ざすのが、元来この法案の目的でございますので、これはそのものずばりに表現いたしました。こういうことがいえると思ひます。

第三の特徴は、今申し上げた中にすでに入つておりますが、農業協同組合及びその他の農業従事者の団体の役割をきわめて重視したということに尽きると存じます。しこうして、この農業協同組合と他の農業従事者の団体の關係でございますが、これは現状におきましては、確かにこの農業協同組合に

よりまして、その地域における農民の利益を代表し、うまくいっているところもありまふけれども、むしろ近代化、共同化のために、場所によりましてはこれが阻害になっているという事実を考へました場合に、私どもとしては近代化、協同化に役立つ協同組織ならば、それが出荷であれ、あるいは生産であれ、あるいは養畜、いろいろな名称でありまして、これは法人格を与へて、国の施策の対象にすべきがしかるべきである、こういう考へ方に立つてこの関連法律も用意している次第でございます。

第四番目は、何といたしまして、農業者の不利は、流通価格の点にあるのでございまして、そこでこの点についての整備に力をいたしたいということでございます。すなわち、主要農畜産物については、現在米でとておりますような生産費及び所得補償の原則によることといたしまして、さらに他のすべての農畜産物をば、全部この方式でかぶせるといふわけにはいきませんので、いふならば葉っぱの末まで、この生産費・所得補償方式によるわけに参りませんから、そこで市場を整備をする。そして生産地市場につきましては、これは農業従事者の専管にするという考へ方を明らかにし、消費地市場につきましては、生産者、消費者が、それぞれ出資を伴はずして、運営に参加せしめる道を開くべきである。そして公共性を強めなければならぬ。しかし望ましいことは、何としても生産者団体と消費者団体と

は、一つのパイプで直結するということがきわめて望ましいのでございますから、これを助長いたしますために、国営モデル市場を設けたい、こういうことであります。

第五の点は、これは特設政府案に書いてございせんが、おわりの通り、兼業の零細な僻地農業対策についてであります。これはわが国の農業が、現実には零細小農、手労働、こういう状態でありまして、これを解消していく場合に、何としても零細農業、兼業農について規定を、いかに基本法といえども設けるべきであるという考え方から、この規定をいたしたのでございます。詳しくはまたさらに御質問によりまして、法案について申し述べたいと存じますが、大体私が考えているところは、以上の相違点があると思ひます。

○櫻井忠郎君 ただいま御説明にありました中に、主要農産物、これはどの程度にお考えになっておりますか。

○委員外議員(天田勝正君) この点につきましては、現在直接統制及び間接統制を行なつておるものに加えまして、酪農製品それから枝肉、これらを加えて、この中に他のものを入れるか入れないか等につきましては、当然農政審議会の議によつて主要農産物はきまるべきものであると、こういうふうにお考えますけれども、私どもも今予定しておるものは、これらでございます。

○櫻井忠郎君 現在主要農産物、あるいは現在という言葉が悪ければ、過去において主要農産物というふうに一般に考えられておつたような農産物で、國民の所得が急激に増加していく過程

において食糧増産というものが相当変化して参ります。従ひまして、需要が急激に減退していくというような種類の農産物、これらについては、どういふふうにお考えになっておりますか。

○委員外議員(天田勝正君) 御指摘の点は、おそろくただいま需要が減退しつつあります麦類等をさされておるんではないかと察知いたします。麦類等につきましては、もちろん、これが十年後、二十年後ということになりますれば、今日の重要性は薄れて参ることは自然であらうと存じます。しかし、今現在これを入れないということになりますると、代替の所得が十分確保されないうちにこれらが保証されないという結果になりまして、いわゆる農民の生活を保持する道でございせんから、これは、それぞれ、先ほども申し上げましたように、他の代替物によつて十分農民の生活が保証されるという見きわめがつきましたならば、これは農政審議会によつてはさしていく、こういう順序がしかるべきであらうと存じます。

○櫻井忠郎君 あとでまた民社案について質問させていただきますが、次に、社会党案に対して質問させていただきます。

社会党の基本法案の提案理由の第一に、こういふふうにお書きになっておられるのであります。政府案は、農業を資本主義自由経済の中に組み入れ、独占資本中心の経済成長計画に農業及び農民を従属せしめようとする基本法であり、こういふふうになつておられるのですが、このところについて、もう少し詳細に御説明いただきたいと思ひます。なお、その中で「独占

資本」と、こう言つていらつしやる。独占資本に対する見解も、あわせて詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(北山愛郎君) 社会党の提案理由の説明の際に、政府案に対する一般的なわれわれの印象として、全体的に受け取つた印象をそのように申し上げたわけでありまして、それは、この政府案の表現の中に、他の産業の発展に即応してというふうな言葉がたしか第八条にございまして、従つて、農業自体の発展というよりは、他の第二次、第三次産業の発展に即応してそして農業自体の政策を考へていく、あり方を考へていくというふうなふうにも表現されておりますが、さらに、たとえばわれわれの社会党の案が、今後の農業の新しい道を作る際に、国の責任として一つの政策の方向づけをしていく、こういふ点を第二点ではつきりとらつておるわけでありまして、政府案におきましては、長期の農業計画、農業生産の見通しというふうなことで、いわゆる農業経済の活動というものをやはり自由経済の方向に持つていく、こういふ基本的な考え方がその辺にも現れておると思ふのでございまして、これは、戦争中からの一つの流れでございまして、少くも、少なくとも戦後における政府の農業政策は保護政策という考え方が特徴的である、強く出ておると、こういふふうにお考えのわけでございます。ところが、今度の政府案におきましては、むしろいわゆる統制的なものをはずしていつて、そして自由経済の中に農業を置いて、農業経営もいわゆる企業としての経営、そういう性格を持たせようと、こういふようなところに農業全体の保

護政策の後退が示されておりますし、また、今の資本主義の経済の中に農業を組み入れる、こういふ考え方が、これはこの政府案のみならず、委員会を通じましての総理あるいは農林大臣等の答弁の中にもそういう点がはつきりうかがえるわけでありまして、さらに、価格政策につきましても、私どもはこれは農民にとっては非常に重大な直接的な影響を持つておる問題でありますから、できるだけ政府の価格政策というものが具体的に農民がわかるようにしなげやうと、こういふ考えで作られておりますが、政府案におきましては、価格安定の政策条項を見ますと、非常に抽象的で、どこが中心なのか、前へ向いておるのかあとへ下がつておるのか少しもわからない。あるいは、生産政策につきましても、選択的な拡大ということ、これじゃ農民もわからないと思ふのであります。一体、今後選択的にどういふ農産物が奨励をされ発展をするのかということ、この政府の基本法の中では抽象的にしか書いておらない。また、新しい価格政策の言葉としては、例の需給均衡の考え方が新しく入つておるわけでありまして、これは従来なかつた価格政策の考え方でありまして、むしろ政府の考え方でありまして、むしろ政府案のいわゆる新しい農業政策、新しい農業の道というものは、価格政策においてはいわゆる需給均衡の価格、需要のふえるものは價格的に有利な格好にしておくが、需要の減るようなものにつきましては、むしろ価格政策によつて生産を抑えていくというふうないわゆる成り行き価格によつて、それに追随した価格支持政策をとつていく。こういふふうな点にも、やはり保

護政策というものの従来の変更が見られますし、全体の資本主義経済の中に農業経済を置くという考え方があつたわけでありまして、そうして、私どもが社会党案の前文の中に書いておる通りに、現在日本農業が置かれております困難な事情の原因になつてゐるものは、一つは歴史的原因にある。これは民社の案にもそういう趣旨が書かれておりますが、やはり長い間の農民搾取の歴史というものが、今日の農業の土地条件その他の立ちおくれの根本原因になつてゐるという認識、もう一つは、農業それ自体が、しかも日本のような非常に過小農のような形で、資本主義経済の中におきましては、とても競争に太刀打ちができないということ、むしろ政策の重点というものは、農業は資本主義経済の中にはめ込むのじゃなくて、農業を資本主義の圧迫から守るということに基本の考え方が置かれておるわけでありまして、しかも、外国の例を見ましても、農業それ自体の中に資本主義が浸透して、いわゆる資本主義的な農業生産、農業経済というものがそういう過程を経た国もあるわけでありまして、ところが、日本のようにすでに経済の中心というものが、それぞれの業種において少数の大企業によつて実権を握られておるというふうないわゆる独占資本の段階におきましては、ちやうど農業経営は、中小企業の経営と同じように、資本主義的な発展をそれ自体遂げることはできない。むしろ資本主義経済の中にはめ込まれるという、独占の力によつて、いろいろな圧迫を受けるのだと、こういふ考え方がございまして、これは日本の現在の資本主義経済が、独占段

階になつておるといふような、いろいろな批評は、いろいろな角度から言えるかと思ふのでありますけれども、私は、ここに詳細な資料は持つておりませんが、しかし、少なくとも、工業生産なども、主要な商品につきましては、まあ、大抵の主要な商品は、ごく少数の、十なり、あるいは五つなり、少数の企業がその生産の大部分を握つてゐる。あるいは少数の大企業が法人企業の固定資産の相当部分を持つてゐる。いわゆる生産の集中、あるいは資本の集中といふものが相当高度に達しておるといふのが、われわれの見方でございます。そういうような資本の集中あるいは生産の集中といふものが、いろいろな形で、経済の流通過程の中で、生産関係の中で、やはり日本経済を根本的に支配しているのだといふことがわれわれの見解でありまして、そういう中に、すでに日本の農業はいろいろな、価格関係においても、流通関係においても、そういう独占資本の経済から圧迫を受けておる、こういうふうに認識をしておるわけであり

ますが、政府案は、先ほど申し上げたように、われわれの見解である資本主義の圧迫から農業を守つていかなければ農業経営は立たないという考え方と基本的に違つておまして、むしろ、従来の保護政策といふものを後退をさせて、それを緩和して、そして自由経済の中にはめ込んでいくというものが、政府案に流れる基本的な考え方だと、これは非常に危険である、こう感じてさうに申し上げた次第であります。

○櫻井志郎君 北山さんの今のお話は、結論的には、日本の産業構造の中

で、農業を分離して考える、またその手段としては保護育成という手段によつて分離して考えると、こういうふうに関き取れたのであります。もしその聞き方が間違ひでありましたら、あわせて御説明を願ひます。

○衆議院議員(北山愛郎君) それは分離して考えるのではなくして、むしろ非常に密接な関連があるという角度から、われわれは日本農業を見ておるわけでありまして、もしも、農業が独立をして、ある姿であるならば、われわれは政府案についてかようなことは申し上げないと思ふのですが、すでに、現実に、今の保護政策のもとにおきましても、いろいろな独占資本体制の中で、農業がじりじりと苦しんでおると、ところが政府案が、それをさらに資本主義経済の中へはめ込んで、農業の困難を増そうといふことであるから、両者のむしろ密接な関係を認めながら、農業についてもものを考えていく、こういうふうに私も考へておるわけでありまして。

○櫻井志郎君 どうも、その点の説明は、私にははつきり受け取れないのであります。諸外国の産業発達過程を見ましても、あるいはその中における農業の発達過程を見ましても、国民経済の発展という中で、産業の一環である農業といふものがそれと不離不即の形において変化していくというものが、これは当然の姿かと思ひます。独占資本中心主義の経済の高度成長の中で、あるいは政府提案はその中に農業、農政を埋没させるのだといふふうにお取りになつてゐるようですが、きょうは、政府案は議題になつておりませんから、私は、政府案については

述べませんが、その考え方については、まず出発点に根本的な相違がある。そこで、あなたの方の案で見ますと、現在の農業就業人口は約千四百万、もう少しこまかくいつてもいいのですが、大まかにいつて、千四百万、その農業就業人口は、おおむね固定していきの、こういう考え方に取れるのですが、いかがですか。

○衆議院議員(北山愛郎君) 農業の就業人口につきましては、いわゆる非常に、一年の間に六十日未満とかいうような短時間の就業者、そういうものを加へますと、それも五百万ございまして、実際に農業に就業する人口は、広く見るならば相当多いのじゃないかといふふうにも考へております。しかし、政府のいろいろな資料によりますと、千四百五十万ぐらいであります。その程度に見られてゐる。私も、社会党の案では、農業の就業人口をくぎづけにする、こういう基本的な態度ではないのであります。ここでは農業基本法、農業政策の部面について、われわれは政策を出しているわけであり

ますが、農業政策だけを隔離して、今ちよつとお話の中に誤解があつたと思ふのであります。農業政策だけを隔離した政策をどう、こういうものではなく、御承知の通り、社会党はすでに一つの見通しの案でございまして、これからさらに検討を要するものではありまして、長期の政治経済計画といふものを持ちまして、そしてその中で、もちろん第二次、第三次産業の大幅な発展といふものを見て、そして全体の経済発展の政策、見通しといふものを立ててゐるわけでありまして。その中で、もちろん農業は位置づけら

れる、こういう見解であります。ここではそのうちの、いわゆる農業基本法でありますから、農業政策の分野でものを考へてゐるわけでありまして。

従つて、私も、私がよその第二次、第三次産業の発展に伴つて自然に農村から流出する就業人口といふものが従来大體において二十五万ぐらい平均である。こういう事実、これを否定するものでもありませんし、また、それがよくないといふふうな見解ではないわけでありまして。ただ、政府案は、それを基礎にして、いわゆる構造政策を立てていく、農業の就業人口が流れるということと農家戸数を減らすということと同じに考へていらつしやるのではないかと、これは大きな政府案の間違いでありまして、私も、就業人口の減ること、よその、他産業に移動すること、いうこと自体を否定して、これを社会党の案ではみな農業の中で物事を考へてゐるのじゃない。ただ、政府案のよりに、それだからといつて、農家戸数を減らしたり、あるいはそれを、就業人口が減るのを機会にして、そうしていわゆる自立経営という大きな経営を育成していく、他方においては、非自立経営といふものを作つて、それが農業をざるを得ないような方向に持つていくといふ、そういう構造政策的なものがむしろ実態に合わないだけではない、農民を苦しめるものだ。いわゆる農業家の経営、農家戸数といふものと農業就業人口を一体にして、同じように考へてゐるところに問題があるのだといふことを申し上げてゐるわけであり

ます。それから、もし政府案がそういう離農政策をとつていく、農家の経営の

単位といふものを減らしていき、こういう考へであるならば、これはすでに国民経済白書なり、あるいは基本問題調査会でも言つておられますように、よその産業に農業をやめて転業できるような条件を作る、そのためには、他産業の受け入れの雇用条件なり、賃金体系なり、そういうものを改めるとか、あるいは今のようなおそまつな社会保障ではなくて、もっと老後の生活が安定できるような国民年金を作るとか、あるいは最低賃金を拡充するとか、そういうふうな措置をとるのが正しいのであります。そういう措置をとらないで農業の内部において移動を円滑化、容易にしよといふような政策をとりようとするから、それが結局農民の首切りといふことにならざるを得ないのじゃないか、こういう点を申し上げてゐるわけでありまして。私も、大體八年なり、あるいは十年なりの農業の発展の見通しといふものの作業は、非常に乏しい資料の中からいろいろいたしておりますが、その中におきましても、自然に他の産業に流出するといふことは、一応認める。しかし、農業それ自体は、日本の農業といふものは、まだまだ発展性があるのだから、その農業の発展を制約をしていろいろの条件を、政府の責任でもつて除去してやるといふことによつて農業を発展をさせて、そしてできるだけ農業の内部における就業の機会といふものをふやしていく、これは農業政策でありますから、農業の内部において得る限りのことをやっていくといふのが、われわれの基本法でありまして、全然よその産業にたよらないとか、よその産業に農業人口を流出をさ

せないで、認めないで、そして農業だ
けの中で問題を解決していこうという
考え方はではない。ここでは、ただ、農
業政策の面でお話をし、また政策
を出しているわけであり、その他
の一般的な政治経済の政策というものは、これは、党としても、別に政策
なり計画を作っておるわけでありま
す。

ただ、私どもが政府案で心配になり
ますのは、政府案は、やはりその基礎
に所得倍増なり経済の高度成長とい
うものを前提にして、それに依存して
いる。これは、基本問題調査会の答申の
中にも、高度な、七・二倍とかいうよ
うな経済の成長があるのだということ
を前提にして対策を作っております
が、そういう考え方が政府案の中にあ
るのです。ところが、この所得倍増の
政策なり経済成長なるものが、私ど
もの見通しでは、政府がいうように安
易なものではない。樂觀できるもので
はない。これは、ことしの国際収支なり
いろいろな複雑な国際環境なり、ある
いはアメリカの経済なり、そういうも
のによつて、決して、十年なら十年と
いう安定した経済成長が今のままの姿
でいくだろうということは、私どもは
信頼できないわけであり、従つて、私
どもとしては、やはり農業の内部にお
ける政府の政策の努力というものに
中心を置いて基本法を考へるべきで
ある。もちろん、それ以外の、第二
次、第三次産業の発展なりあるいは
海外との貿易なりそういうものは、そ
れは発展していくということにもち
ろん賛成であります。それだけ経済全
体としてふえていくことは、社会党
決して反対するものではないわけ

す。ただ、そういう基本的な考え方
で、ここでは農業の内部で、われわれ
が、欠けておった点、それから農業の
発展性を押えておった点を、新しい基
本法によつて解決をして、農業の発展
をさしていき、こういう積極的な考
え方を盛り込んでおるわけでありま
す。

○櫻井志郎君 どうも北山さんは答弁
がうま過ぎて、話の焦点が少し私の質
問からずつてしまふおそれがあるので
ありますが、政府案がここでは審議の
対象ではないのですから、社会党案に
ついてできるだけ御説明を集中してい
ただきたいと思ひます。

社会党の説明のたとへばパンフレッ
トを見ますと、自然の減少の姿を拒否
するものではないのだというふうに今
北山さんがおっしゃいますけれども、
社会党の案としては、やはり千四百万
という農業就業人口は十年後も継続さ
れるのだというふうで説明をなすつて
いらつしやいます。そこで、現在、こ
れはもうあなたに私が申し上げるまで
もなく非常に詳しく御承知のところ
でありますけれども、農家の子弟とい
うものが、おおよそ八十万程度です
か、毎年社会に出て行く。そのうち四
十万程度が農業に残ると仮定すれば、
現在の農業就業人口は、あまり変動は
ない。つまり千四百三十万程度とい
うものが、増加もしない減りもしない、
こういう形がおおむね継続されるの
だ、こういうふうに統計では言つてお
ります。ところが現状では、農家の子
弟が、新しいゼネレーションの人たち
が、四十万程度は残らないで、十七
万、ごく最近では、あるいは十三、四
万程度しか残らないのです。こういう

現象が農業就業人口を老化させ、婦人
に重点が移行し、そして農業就業人
口がおおむね三十万程度、その前後
減つていく最大の要因をなしておる、
こういうふうには私は理解をしておる
わけです。そうだとするならば、農家の
子弟のうち六十万以上というものが
が、農業以外の産業、二次産業、三次
産業に流動していく。そういう現状
を、先ほどあなたの方の提案説明の第一
に掲げられておる。独占資本中心主義
の高度経済成長の中に農業を埋没させ
るのであるという議論と、現在農家の
子弟が六十万以上も二次産業、三次産
業、あなたの方の言葉で言へば、独占資
本の中に吸収され、埋没していく、そ
ういうことについてはどういうふう
にお考えですか。

○衆議院議員(北山愛郎君) 現在の農
村の、ことに若い労働力が非常に激し
く他の産業に流れて行くという現状、
これは私どもとしては、まあ政府の立
場からするならば非常に健康な傾向だ
というふうにお考えになるかもしれま
せんけれども、これはしかし、一面に
おきましては、産業の都市集中なり、
あるいはそこから産業間の、地方の中
小企業なり、大企業と中小企業の間、
あるいは地域的な格差、あるいはその
賃金の格差というふうな、いろいろな
格差を背景とし、またそれを実証して
いるのじゃないか、こういうふうにか
考へるわけであり、

と、八八%は三十人未満の事業所であ
ります。しかも五人未満が四六%くら
い、半分くらいが五人未満という零細
企業であります。しかもその労働条件
というのは、住み込みで大体三千円く
らい、こういうふうな非常に悪い条件
のもとに、それも、そういう悪条件も
押して、若い労働力が中学校、高等学
校卒業程度の人たちが都市へ集まつて
くる。このことは、私どもから政策的に
考へるならば、そういうような中小企
業の、あるいは他産業でも、いわゆる
小さな企業の労働条件というものをよ
くしなければならぬという一つの問
題と同時に、そういう若い人たちが、
むしろ農村にいくよりもつとまぎし
い、過酷な労働条件でも、村を捨て
て、農村を捨てて町になぜ出てくるの
か。いわゆる農業に夢を失つておる。
こういうふうな両面の問題を考へてむ
しろ対策を立てなければならぬ。そ
のままではうっておけないような事態
だというふうにお考えのわけでありま
す。従ひまして、私どもは農地を造成
して、しかも経営というものを近代化
して、農業に発展性と将来性というも
のを与えるということによつて、そう
いう非常に悪条件のもとに、都市
の零細企業で労働力をすり減らす、若
さをすり減らすような青年たちのある
部分が、農業に期待を持つて、夢を
持つて、農村の中で従事をするとい
うような事態も作りたい。また他の産業
に移つて行く人でも、その労働条件が
今申し上げたような、きわめて前近代
的というか、むちゃくちゃな悪い労働
条件であるものを、これを改善すると
いうこともしなければならぬ。です
から、私どもはこの産業間の格差とい

うものは、ただ農業と他産業との格差
というだけではなくて、他の第二次産
業、第三次産業の中に非常にものすこ
い傾斜、格差があるわけであり、
その格差、いわゆる二重構造というも
のをなくしていくということもあわせ
てやつていかなければならぬのであ
つて、農業だけが不利であつて、第二
産業、第三次産業だからすべていい
のだ、そこに従事する者の労働条件は
いいのだという、こういうふうには言
えないわけであり、御承知のよう
に、政府の資料によりますと、農業
県等における、大企業と同一ような
形態の五人未満等の小さな零細企業に
おける労働者の賃金というものは、む
しろ普通の通常の農業従事者の賃金よ
り低いくらいである、労働時間とい
うならば、片方は一時間三十四円、片方は
一時間五十四円、むしろ他産業の方が
労働条件が悪い、そういうふうな他産業
と非常に格差が開いておる、その格差
を是正するということも並行してや
つていくのだ、こういうことを政策的
にはその事実から考へさせられるわけ
であります、私どもは他産業にそんな
にたくさん若い労働力がどんどん流
れていくから、その事態は健康な事態
でそのまゝ是認すべきだといふふう
に考へられないといふことでありま
す。しかも今申し上げましたように、
経済の状況というものは、今の自由主
義の経済でありますから、しかも国際
的にも資本主義といふものがいろいろ
な困難にぶつかつておる。そういう事
態の中では、この長い間、戦後は比較
的世界的に見ても日本の資本主義も高
度な成長を遂げましたけれども、しか
し、その矛盾というものはやはりい

いろいろな形で迫ってきておるわけでありまして、この今までの経済成長、ことに第二次産業、第三次産業の成長といふものを健康な姿として、永続的な姿としてそこに信頼感を置きかねる、そういうところに私も今度の農業基本法を社会党の立場から作り上げるといふ根本的な考え方が出てくるわけでありまして、また政府案に対しても、そのような角度から批判を申し上げておるわけでありまして。

○櫻井志郎君 農業に入っていくか、他産業に入っていくかという現象を、そのまま農村を離れて都市に集中する、そういうふうな定義づけられるところに考え方の若干の、失礼な言い分ですが間違ひがあるのじゃないか、他産業に従事するということと直ちにそれは農村を離れていくのだ、こういうお話のようにありますが、そういう現象ではないということとをまずこれは確認をしておいてもらいたいと思ひます。それから他産業のあり方というもの、私は現在健康なあり方だという前提で申しておるのではさらさらございませぬ。政府の所得増進計画、これはいつもあなたの方でも問題にされますが、私もあれが閣議決定にならうかという前に、あまりにも産業間の格差、あるいは同じ産業の中自体に、たとえば大企業、中小企業間の労働の生産性、従つてその所得の格差、あるいは四大工業地帯とそれのベルト地帯の開発というところに重点を指向しておること等について、もつと高度の、所得格差の解消という高度の政治的な考え方から、あの所得増進計画といふものは大幅な修正を要するのだということも言ひ、またそのことを含みと

した付帯条件付閣議決定という形にもなつておることは、御承知の通りであります。この他産業の中の所得格差という問題については、これは当然その中において、あるいは中小企業のうちにおいて、その中における政策で解消していくべき問題であつて、そちらに流動していくことが、すなわち非常に不健康な形だ、こゝきめつけることについての考え方は、私はとりくにないのであります。それからまた、そういう流動していくことが不健康なんだ、農業の所得というものを上げていけば、そういうふうな流動というものがなくなるのだ、こゝういふ御見解のようですが、そういう過剰労働を農業の中に包含しつつ農業の所得を上げていくという考え方、それについても少し具体的な御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(北山愛郎君) ちょっと申し忘れましたが、先ほどの十年後にあつた千四百万の問題です。これは社会党の資料の中でもそれを説明してございませうけれども、その千四百万のうちで約二百萬くらいは農業に関連をした加工その他の関連産業に従事するにあらうか、こゝういふことをここに書いてあるわけでありませう。だから直接の農業に全部千四百万が従事するといふ説明にはなつておらないわけでありませう。ただ特にそゝういふ二百萬の加工産業といふものを、関連産業の就業人口といふものを特に述べましたのは、それはこれからの農業の発展の重点といふことは、生産が特にふえるの考えもそゝうだろが、やはり加工度の高いものがふえるわけでありませう。従ひまして私どもはそゝういふ加工産

業、加工業といふものを今のように他の企業、資本の手によつて加工をされて、農民はただ原料の生産者にとどまるといふ形ではなくて、農民の手によつて加工その他の関連産業も大きく育成していく、こゝういふ点に重点が置かれておられますので、そこでその千四百万の中には、そゝういふ部門も含めて考えておるのであります。純粋な意味で加工産業が第二次産業だといふふうに分類をされるならば、それは大体本来の今言つておる千四百数十万に對するものとして二百萬くらいの結果にならうかと思ひます。いさゝかにしても他の産業に移動していくといふ事態をわれわれは否定するのではないのです。ただ、今のような格好でたくさんの方々の若し労働力が他の産業にくから、それでいふんじやないかといふように私も政府の態度が見えぬ。しかも、経済が高度成長をすれば、その間の、その過程において経済の格差、二重構造は解消するんだといふことは、昨日池田総理もこの席から言つておるのであります。しかし、現実には高度成長、必ずしも産業なり企業所得の格差を解消する、漸めていくものではないかと、むしろ広げていくものではないかといふふうなことを経済企画庁が最近の作業においてもそゝういふことを指摘して、むしろあらためて格差を解消するやうな政策が必要であるといふことを指摘しておるわけですから、それから私どもは先ほど申し上げたやうな施策を他の産業、たとえば中小企業なり零細企業におけるその企業を助成するといふ政策なり、あるいはその中に働いておる中小企業の労働者の地位といふか、労働条件をよくする

という政策なりそゝういふものをやらないうで、ほとんどやらないで置いて、よその産業に農村の過剰人口が流れていくんだからいいんだといふふうにしなすくどもは見えない。そゝういふ点はいかに私どもではないか、そのまゝ放置しておいてはいかぬのではないかと、こゝういふ角度から申し上げておるのであります。従つて私どもは健康な形でありその産業に農村の労働力というものが流れていき、またその行き方は受け入れの方の側の条件もよくしていくといふやうな格好で初めて、それがまたはね返つて農業の所得あるいは農民の地位の向上といふものにはね返つてくるのではないかと、今のようなまゝで、よその産業における労働条件を現在の悪いまゝで、農村から余剰な人口が移動するやうにこれを助長するやうな政策をとるならば、どういふ結果になるかと、いへば、それはお話のように兼業農家がふえて、片足を農業に突つ込み、片足は非常に安い労働賃金で働くといふことであつて、それこそ独占資本が喜ぶ低賃金労働者が農村からどんどん出ていく。こゝういふ独占資本にとっては歓迎すべき事態が、今のまゝでいくならば出てくるわけですから、そゝういふふうにしな見えないから、そこで今度の政府の農業基本法なども、結局独占資本が要求する安い労働賃金、安い労働力といふものを供給源として農村を考へておる、こゝういふやうな結果になつてくるのではないかと、こゝう申し上げておるわけですから。

○櫻井志郎君 北山さんの御説明を聞いておると、あなたの個人的な杞憂を、将来に対する動かし難い、もしくは動かし得ざる方針だといふ前提に

立つて御議論あるいは御信念を固めておられるやうであります。現在の二次産業、三次産業、特に中小企業と大企業の中の労働者の所得格差、これを解消しなければならぬといふことは、これは池田内閣でもはつきり打ち出しておるところであります。現在のいゝわば中小企業対策と、非常に不十分なそのことを不動の事実といふふうな定義づけにおいて、そこで農業から流動していくことが不健康だ、こゝういふふうにきめつけておられるように私は受け取るのであります。もしそゝうでなかつたらそゝうでない点をお示しいた

○衆議院議員(北山愛郎君) この問題は実はきのうより始まつたことじやなくて、数年前から国会の中で所得格差なり、あるいは企業間の格差なり、あるいは産業間の格差なり、そゝういふものが開いてくるというのをわれわれ口をすつぱくして、私だけじゃなくて政府に申し上げておるわけでありませう。たしか去年の国会においても池田さんにお話をしたところが、それは賃金をきめる、賃金を上げるというやうなことは、これは労働間できめることだ、こゝういふやうなお話なんです。労働間の力関係できまるのであつて、それじゃ最低賃金法なんて要らないじゃないかといふやうなお話をしたわけなんです。しかし、少なくとも経済白書には今私が申し上げたやうなことを指摘してあるんですよ。私の個人的な主観じゃないのです。農村の過剰人口、そしてその兼業農家、これらがふえてきておる、これをこの農家が減らしていわゆる離農を奨励するといふためには、去年の三十五年度の経

済白書の中にはつきり条件が三つ書いてある。最初に書いてあるのは、要するに受け入れ側の雇用条件というものをよくするという事なんです。労働賃金なり、あるいは最低賃金制なりそういうものをよくするということなんす。もう一つは社会保障制度をよくするということ、そしてあとにはその農業の内部における土地の移動なり、そういうふうな経営の構造改善というものを制約しておるいろんな農業内部の問題を解決すべきである、こういうことを昨年の経済白書にもはつきり書いておるのです。ところが、政府の施策を見ると、最低賃金法にも手もつけない、少なくともケネディが今度やろうとしておるような一時間一ドル二十五セントに上げるんだ、それぐらいのことはやってく、あるいは国民年金についての社会党が提案しているようなものに近いものもやってく、七十才以上月に千円なんていうようなそんなけちな国民年金じゃなくて、もっと老後の暮らしを保障して、年を取った人が無理に働かなくてもいいような国民年金、社会保障をやってくと、こういうことをやってくればならば、私は何も申し上げないのです。しかし、そういうことは何年も前から何べん要求してもやらないで、そして今度の基本法の中には土地の移動を円滑にするとか、あるいは自創資金についても取得資金を多くふやして、自立資金の方にはあまり貸さないようにするとか、要するに農業農家、零細農家が農村からいびり出されるような点だけが政策として取り上げられるから、私どもは申し上げておるんで、私は主観的に申し上げているのではない、いろんな政府

の企画庁なり、あるいはその他のいろんな資料あるいは学者の意見、そういうものを総合して考えると、そういう結論になってくるわけなんです。もしも池田さんがこの国会に、まあケネディのまねをしても一つ最低賃金を八千円にするとか、そういうものをやってくるとか、そういうものをやってくるとか、そういう政策でも出してくれるんだ、こういう政策でも出してくれるんだ、私はこんなことは申し上げないのです。

○櫻井志郎君 どうも議論が筋違いになつておる感じが若干あるんですが、あなたのおっしゃることは、それじゃ突き詰めますと、企業間の労働者の所得格差の解消ということも現在の時点ではなしにです、もちろん農業構造の改善ということも長期にわたって行なわれることでありますから、片っ方の将来にわたってそういう格差の解消ということは絶望的なんだ、あるいは社会保障の充実ということも絶望的なんだ、だから自分はこう言うんだ、こういうことでございましょう。

現在の時点を私は議論しておるのではあります。何度も申し上げるやうに、現在の時点において大企業、中小企業、小企業の労働者の所得の格差が非常に大きいことは、私も十分認めております。これはあらゆる努力をして解消していかなければならない大きな問題点の一つだと思います。また社会保障の充実ということもこれは当然だと思ひます。そういうことに対して望みがないから、だからこうだ、こういうふうにおっしゃるのでしょいか。○衆議院議員(北山愛郎君) それは將來全然望みがないと私は申し上げておるわけじゃないのです。ただ池田内閣

が、あるいは自民党の政府が、われわれが希望しているものを、しかも今希望しているのじゃなくて、もう長い間希望していることを実行してもらわないうと、その望みを失つてしまふのじゃないか、私だけじゃなくて零細企業なり、あるいは非常に悪い条件のもとに働いている農民、そういう人たちは希望を失つてしまふのじゃないか、こういうわけでありまして。従つてここでは基本法が出てきているならば、それならばそういう問題を現実にあつたもの認めになつておるやうな、経済は成長するけれども、企業の格差なり所得格差はますます開いていくのだ。こういう認識のもとに、政府、自民党がそれに対応するやうな政策をどんどん出していただく、これが必要なんです、將來その希望は絶望的なのかとおっしゃられても、私はちよつとお答えに困るわけなんです、願わくば希望を失わせないようにしていただきたい、こう思ふわけでありまして。

○櫻井志郎君 千四百万の農業就業人口を一応保存して、補足的に御説明がなりました農業者による農業生産物の高度の加工段階で約二百万人がどうこうということは、これはもちろんあなたのパンフレットに書いてありますので、私も承知いたしております。同じような考え方は、政府の提案の法案においても、農村における農産物の高度加工というものは、これは同じやうに取り上げておるわけでありまして。私はその点は一応荒っぽく言つて、パーパーとして問題からはずして申します、あなたがあなたの方の考え方としては、大まかの内容を申し上げますならば、十

年間に草地造成二百万町歩、それから開拓という言葉でありましたが、三百万町歩の開拓をやつて、それで農業就業人口は減らさなければ、今の約六百万町歩を九百万町歩にふやして、それで経営拡大をはかつていくのだ、大まかに申し上げてこうした構想をお持ちになつておられます。そこで考えになつておる三百万町歩の開拓の構想というものを、もう少し詳しくお聞かせ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(北山愛郎君) 初めにお断わりをいたしておきますけれども、社会党は残念ながら政権を持つておらないので、農林省その他の政府機関を駆使して、その調査資料を集めるといふわけには参りません。従ひまして私も、農林省の出しておりますところのいろいろな資料なり、そういうものを基礎にして、そしてそういう大体的目安をつけたわけでありまして。私どものいろいろな三百万ヘクタールということは、まず第一には政府の数年前に出した農地行政白書によりまして、従来のような開拓方式を使つても、二百十万ヘクタールぐらいの開拓はできるのだ、その開拓の方式を改めて、草地の開拓という方式をとるとしたならば、もっともつと農用地の拡大ができるのだというのを、農地行政白書に書いてあるわけなんです。それからまた、外国に比較いたしましては、農用地の面積に對する比率というものは二〇%以下でありまして、非常に低いわけなんです。まあ文明国といひますか、先進国に比べますと、これは低い農用地の利用をやつておる國はほかにはないやうです。ソ連のよう

な広大な、非常に条件の悪いところを持つておるところでも二六%ぐらい、中国は約三〇%、インドが五一%といふうちに、ヨーロッパの國々も五五%以上、非常に高い農用地の率を持つておられます。こういうところに比べて、日本が二〇%、三〇%程度に引き上げるといふことは決して無理でもないし、また従来の土地の制度というものが農用地の拡大というものをじゃましておつたのではないか、私どもはかように考えておるわけでありまして。ことに明治の間に、例の官民有地の区分なんかやりました、農民が利用しておつた山林原野を囲い込んで、そして国有地にしてしまふ。もしもそういうことがなければ、もっともつと農業というものが山地の上に上がつていったのではないかと、いろいろに思われまして。その他、いろいろな原因があると思ひます。日本の農業が米作りを中心にして、米を作ることを即農業だといふやうに片寄つておつた、そういうところにも問題があると思ひます。また、農業というものが、いわゆる為政者が年貢米を取るといふことの對象としての農業を考へて、農民が生活するための農業としては考えられていなかった、こういう点にも問題があつたと思ひます。そういうふうなことを総合いたしますと、決して私どもも三百万ヘクタール、これを開發するといふことは無理ではないと思ひます。に、これから畜産、果樹を大幅に發展をさせるという以上は、草地とかあるいは畑といふものを、面積をふやさなければならぬわけでありまして。私どもはそういうふうな、まあいわば非常に

はほかにはないやうです。ソ連のよう

は非常に

農林省の大きな資料を基礎にして一つの目標を申し上げておるわけであります。しかし、それは可能であるという確信を持つておるわけであります。

○櫻井志郎君 北山さんにお断りを再度申し上げますが、今お答えになりましたようなことを私は御質問したのでないのです。三百萬町歩の開拓計画というものを、具体的にどういふふうにお考えになっておられますかということをお尋ね申し上げたわけです。三百萬町歩の開拓の可能性云々については、私は別に意見を持っておりますが、この際は私の意見は申し上げませんけれども、あなたの方でそうした計画を十年間にやるのだと、こうお答えになつて、はつきりパンフレット等にも堂々とお示しになつておる。従つて、具体性をお持ちになつておると思ふのですが、その具体性について簡潔にお話しただきたいと思ひます。

○衆議院議員(北山愛郎君) それはあの説明にもございますように、三分の二、二百万ヘクタールは草地でございす。それを具体的に一体どういふ形で、どういふふうこれを割当といひますか、地区ごとに具体的な計画を持つておるかといへば、それは先ほど最初に申し上げたように、農林省でもそれだけの山林、原野の調査をしておらないわけですから、政府がしておらないことを社会党ができるわけがないのです。従ひまして、大体の目安は今申し上げたような基礎からいつて、これを地域的に具体的に当てはめていくという作業は、今後やるべきもの、こ

ういふふうを考えておるわけです。

○櫻井志郎君 どうもはなはだ私、その点は失礼ですが遺憾に思ふのです。あなたの方で立てになつておるこれは最大の柱なんです。もちろん政府の計画も、開拓をできるだけ推進するといふ計画にはなつております。若干消極的な考え方もありましたので、私どもとしては、もつともつと積極的に考へなければいかぬといふことを政府にも督促しておるのですが、あなたの方の三百萬町歩の計画は、ただいまどうも微力ではないんだ、こつこつお話しがあつたのですが、微力ではないものをどつして一番大きな柱に立てになつたか。

○衆議院議員(北山愛郎君) 失礼でございます。これは常識で考えたらつてわかるわけです。われわれがいろいろな政策を立てる場合、それを数字的に立てる場合には、国の調査資料なり、そういうものを基礎として出すわけでありす。ところが御承知の通り日本ではまだ山林原野の実測調査をしておりぬのですから、自治省の管轄をする土地台帳の民有林の面積を見れば七百万町歩、農林省の統計は千三百萬町歩、そんな大きな食い違いがあるわけですから、政府資料の中に、それからわれわれが立てたいと思ひまして、自分たちの社会党が山林の実測をやつて、むしろ今まで政府が当然やつておるべき基礎的なそういう調査をやつておれば、私どもはたちどころにそういう計画ができたわけです。従つてそういうことをやるために、この社会党の基本法の中に、特に土地利用の高度化という方法の原則を立てておるわけなんです。いわゆる国土調査というものを徹底的にやつて、そうして土地の現況を把握して、どういふふう利用すべきかといふ分類調査をやつてそうして利用区分と利用計画を立てるべきだ、そういうことからして、基本法の一つの柱として、そうして農用地に転換すべきものについて、これこれ云々といふ方法は掲げておるわけです。資料として言わなければ社会党が微力だといわれればそれまででありますけれども、それは日本の政府が今までやつておらなかった、それが悪いのです。これは櫻井さん御承知の通りなんです。私も先ほど申し上げたように、し

からは全然荒唐無稽なものかといふことになれば、農地行政白書なり、あるいは開拓局、農地局の方から出したいろいろな資料なり、そういうものを大體において推定して、その基礎の上になり、こつこつ数字を出しておるわけでありす。しかも、これはあのスイスのような山ばかりの国ですら、五

一%も五三%も農用地を持つてゐる。従つて決して無理な数字ではないわけですから、何も三百万ヘクタールが一町歩も欠けてはいかぬとかいふようなことを言つておるわけではない。一つの目標の数字であり、しかも無理のない数字である。その他の耕地でも拡大できるのだし、また拡大しなければならぬといふことを申し上げておるわけでありす。実際の具体的な政策は、今後これは政府もやつてもらいたいと思ひます。

○櫻井志郎君 政府の資料の不十分については、私も十分承知をしてゐるのです。ただあなたの方の御提案で、最初に政府案を御批判になり、それからあなたの方の考え方を述べたになつて、第

一点に、この三百萬町歩の開拓の問題を打ち出していらつしやる。以下わが党の基本法の内容について主要な点を説明いたします、といつて、第一番の書き出しが、三百萬町歩の開拓になつてゐるわけです。あなたの方の提案の一番重要な、最大の柱です、こつこつこつとが言えるかと思ふのであります。この三百萬町歩の開拓予定地が、かりに

あるものといふ前提、あるかどうかといふ別の議論にいたしました。その前提をとるにいたしましても、その土地の分布といふものは、六百万戸の農家の隣に

あるのではない、これが厳然たる事実でございます。隣にあるものもございす。しかし主要なる開拓予定地と目されるものは、高冷地であり、あるいは北海道であり、あるいは青森であり、東北地方でございす。一番問題になります零細経営をやつておる、た

とては中国地方、四国地方、これらの地域においては、開拓予定地といふものは非常に少なくしか残つておりませ

ん。従つてあなたの方の開拓予定三百萬町歩の開拓予定といふものを実際に十年間に遂行していくといひますならば、それに伴つて大規模の農家の、あ

るいは農業従事者の移住、こつこつ前提が伴わなければ、この開拓をやつていくことができない、こつこつ私が見

解を持つておるのですが、あなたの方の御見解はいかがですか。

○衆議院議員(北山愛郎君) その点は先ほど申し上げたように、私どもは農業内部の問題を農業自体の中で問題を考へてゐるのではないことを私は申し

ました。ただそのねらいといふのは、なぜ農用地を造成するかといへば、それは経営規模の拡大なんです。経営規模

の拡大には、やはり当然農用地の造成は当然その程度のものはやるべし、それと同時にそれだけじゃないのです。それが最重要の柱だとおつしやいま

したけれども、これは経営規模の拡大、個々の経営の規模の拡大でありますから、それが政府案においては例の自立

経営の育成といふ形であり、社会党案においては共同化方式といふもので経営規模の拡大をはかろうとしておる。そこが非常に違つてゐるんです。政府

案の自立経営の育成について当然二町歩にしろ、二町五反にしろ、既存の農地の横の移動をしなければならぬで

しょう。これはきのうもここで質問されて、明確な答弁を政府ができなかつた点であります。私も衆議院でやり

ました。どの程度のものを移動するかといふことが全然明確になつておらないのです。しかし少なくとも所得倍増計

画の中に一応の指標が、政府の企画庁が作ったのはつきりとした指標が、数字があるわけなんです。二町五反として

百万戸の自立農家の育成といふことが十年後に行なわれますれば、百万な

りあるいは百五十万ヘクタールなり、農地の移動が当然起こつてくる。ところがそれはただで、無償で横に移動するわけじゃないのですから、金がかか

るわけです。自立経営農家がそれだけの金を払ふ。一反歩百五十万あるいは二百万とすれば、数兆円金が必要わけ

が、地代の先払いみたいな金を農民に何兆円も負担させないで、むしろ農用地を造成していく方が、より経営規模の拡大には役立つのだし、また個々の経営から見ても、むだな高い農地を買わない、そういうむだな金を使わせないで済むのだ、そういう形における合理的の経営規模の拡大の方式というものが共同経営だ、こういうふうな点が非常に違うわけなんです。ですから、単に農地の造成だけによって経営規模の拡大というのじゃなくて、経営規模の拡大の一つの大きな別の柱というものは、やはり共同化という形において農地の横の移動というふうなむだなことをしないで、規模の拡大をはかっていく、合理化をはかっていくということなんです。それでそういうことを総合的に考えるには、確かに新農地の造成の地域というものは片寄っていくでありましょう。北海道とか、東北とか、あるいは南九州とか、そういうところに主として新しい農地ができてくるでありましょう。しかしその他の地域にも全然ないとは言えないわけなんです。またそういうところはそういうところで、他産業との関係もあるし、またいわゆる共同経営の形における規模の拡大がありますから、必ずしも地元増反なり、あるいはよそに移住しなければいけないというふうなふうにも機械的に私どもは考えておられない、こういうふうな私どもは考えておるわけです。

○櫻井志郎君 どうも明確でないのですが、大規模の三百万町歩の開拓というものを、ほんとうに農業経営の中にとけ込ましていくという前提をとるならば、大規模の大集団の移住計画が伴

わなければ、これはできません。この点について私は失礼ですが、あなたよりよく存じております。ですから、その点をあなた方はどういうふうにお考えになるか。

○衆議院議員(北山愛郎君) ですから、北海道のような、これは言うまでもないことなんです、大規模な農地の造成のできるような地域には、それはよその方からまとまった集団の入植といえますか、そういう形が行なわれることは従来もやったことではありません、そういうことがあり得るのだ。しかし、そういう方法によるしか規模の拡大はできないのだというふうには考えない。別の問題がそこにあるのだということを差し加えて申し上げたわけなんです。

○櫻井志郎君 別の問題があるということとは、これは当たりまえのことです。私はこの問題についてあるいは別の機会にも少しお尋ね申し上げるかもしれませんが、きょうはこの程度にいたしておきます。

そこで、あなたの方の特徴の最後でございす共同経営の問題であります。が、いろいろお尋ねしたのでありますけれども、私は自分で予定しております、あの時間をはるかに超過してしまつて、あの御質問の方に申しわけないのであります。十條の二項に、国は農業経営の共同化を促進するため全額国庫負担で農地造成、土地改良、集団化等をやらねばならない、こういう意味合いのことをお書きになつていらつしやいます。これを逆に解せば、あなたの方の御提案の法案のいすこにも家族経営という言葉を見出し得ないのではありません。共同経営のものだけに全

額国庫負担であるいは土地改良、あるいは農地の集団化等をやつていくのだ、こういうふうになります。従つて、自立経営農家というものは別にいたしまして、家族経営の農家に対しては一切の国の財政援助等はしない、こういうふうな法案ではつきり読み取れるのであります。その点についてはいかがですか。

○衆議院議員(北山愛郎君) そういうふうなお話のような誤解があるわけでありまして、ここで読みになればわかる通り、「わが国農業における過小農経営を克服するため」と書いてある。ですから私どもとしては、現在のよりな家族経営、これを政府案のように、多少大きくして、一部の自立経営と非自立経営に分解させるような形における過小農経営の解消ではなくして、いわゆる共同化という方式による克服の形を強調しているわけでありまして。そうして、そのためには共同化がその関係の農民の利益になるように、単にイデオロギーじゃないんですから、共同化した場合に、確かにそれが個々の農民の、共同化に参加した農民の利益になるようなことを保障するといふ必要がある。そこでそれに関連した今の農地の集団化であるとか、あるいは土地改良であるとか、そういうような問題については国が全部負担をするのだ、それ以外に共同化に伴う共同化資金であるとか、あるいは機械であるとか、いろいろなものを共同化の方でみていく、こういうわけでありまして。大体の政策の方向としてここでは要するに零細農を克服する一つの政策の重点としてそういう方向を強調しているわけでありまして。全体を通じ

てそれならば現在の家族経営は全然無視するのだからというふうな裏からお取りになれば、これは誤解になると私は思ふのであります。これはその他の点につきましても、一体この社会党の基本法の全体としては、この農民の生活を守つていくという基本線があるのであります。しかも、それは国が責任をもつてやるということをはつきり原則的にうたつていっているわけでありまして。土地条件につきましても、そういう見解から土地利用の高度化につきましてもは「国は、農用地の拡大と農用地の土地条件の整備に努めなければならない」というふうに第八条にも書いてあります。すし、全体を通じての考え方は、国が責任をもつてそれらのことをやるのだ。ただ、ここでは将来における経営構造を、今のよりな零細経営じゃなくとも、もっと合理的な規模の拡大という政策の指向点、重点というものはやはり共同化という道だ、それを今のよりな形で援助していくのだ、こういうふうな一つのお読み取り願ひたいのであります。政府案についても、私どもは、もしもこれが全体の家族経営、今の経営が五反歩であつたが、一町歩であつたが、一町五反であつたが、それはそれそれにおいてその自立を援助していくのだという意味の自立経営の育成といひますか、助成であるならば、私どもはこれは賛成なんです。ただ政府案のいわゆる自立経営、自立家族経営の育成といふものが一定のモデルといひますか、規模のものを言つてい

るのです。そして、それをふやしていくのができてきて、これは農業をやめてもらおう、こういう意味の自立経営の育成といふ構想政策であるから、むしろ賛成ができないわけです。むしろ逆なんです。

○櫻井志郎君 どうも御答弁、私ははつきり理解できないのです。共同経営、そして共同経営の面であつていろいろ種類の仕事をやる。そのためには全額国庫負担でやるのだ。こうきめつけておられて、それ以外のことは一切おつしやつておられない。おつしやつておられないから、一方においては衆議院の質疑の段階において、あるいは共同経営は強制するものではないのだ、いわゆる家族経営も認めていくのだというふうな御説明になつておるうちに、私はたしか説んだと思うのであります。私はいくとも、農業を育成していくその段階において、共同経営だけを取り上げて、これこれのものをやるについては全額国庫負担、こう書いておられるから、共同経営の範疇に属せざる家族経営農業といふものについては一切援助をしない、こうあなたの方の法案で読み取れるのは、私はちつとも曲解ではないと思ふのです。その点はいかがでしようか。

○衆議院議員(北山愛郎君) これは政府案の審議の際にも、政府も同じようなことを言つております。たとえば特に政府案には書いてないけれども、これはもう今までやつてきたことだし、当然のことだといふ御説明をなさつてゐる部分が相当あるわけです。私どもは政府のそういうまねをするわけではございせんけれども、ここでは今申し上げた通りに、家族経営という現実のものを私どもは否定をして、これをいじめたいというふうなわけではなくて、むしろ家族経営という現在の形が農民

○委員長(藤野繁雄君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記つけて。この際、委員の異動について御報告いたします。本日江田三郎君が辞任され、その補欠として戸叶武君が選任されました。

午前は、この程度にし、午後は一時半から再開いたします。休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

午前引き続いて農業基本法案(園

二号（予備審査）以上三案を一括議題とし、主として農業基本法案（参第一三号）及び農業基本法案（衆第二号）についての質疑を続行いたします。質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○仲原善一君　ただいま議題となっております農業基本法案につきまして、特に最初に社会党提案の分につきまして二、三の点についてお伺いいたしましたと存じます。

まず、第一は法案の前文になっております、この前文に貫かれております考え方、そういうものについて若干お尋ねしてみたいと思うのでございますが、現状認識においてこれは各党

各様でございますが、特に、社会党の前文について私が疑問に思いますのは、もちろん農業所得の格差、これが他の産業に比べて非常に大きいのだ、

その格差があるという現状認識については、同様でございますけれども、その原因といふことにつきまして非常にここに相違があるわけでございまして、社会党の方のお考えでは、現在のこの格差、農業と他産業との間には、これは格差といふのは、これは農民を支配しておる支配層、いわゆる政治をやった人たちの歴史的な事実から見て、そこに非常に原因があるのだ、一種の階級国家観と申しますか、階級史観と申しますか、搾取する者とされる者というふうな立場でこれを説明する、そういう理解の仕方をしておられます。そのために非常な格差が出てくるのだ、これが非常に前面に出ております。きのうの江田書記長の総理大臣に対する質問を通じて、その点がはっきりとかがれるわけでございますが、この点私は必ずしもそうではないのだ、これは農業の持つ本質、特質から格差が出るのだという考え方を実は持っております。これは他の産業、第二次産業、第三次産業等特に鉱工業におきましては惜しげなく努力、資材というものをつき込んで、そして三交代も四交代もやって操業を続けるならば、これは幾らでも生産を増強できる、そういう無機質な生産でございますけれども、農業は本質上これは有機的な生産でございます。植物を育成したりあるいは家畜を飼育したり、そういう過程において本質的にやはり他産業と生産様式が異なっております。いわゆる土地方式と申しますか、収穫漸減の方式に支配されて、農業というものは投じただけの、倍の資材を投すれば倍の収益が上がるというものでなしに、これは順次その収益、収穫というものは減少して行く。投下した資本に対して減少して行くという本質的な農業のあり方、ここに大きな原因があると私は思ふわけでございまして。その点は、たゞ政治形態の違ひあるいは連環の共産主義の国におきまして、資本主義の国におきまして、これは共通の問題でございまして、必ずしも支配者が被支配者を搾取したためだということに、農業本来の本質から、この格差というものが生まれてくるというふうには私は理解するわけでございまして。その点について、社会党の御提案の趣旨はあまりにも公式的と申しますか、偏狭と申しますか、支配者の搾取によつて格差ができたということに終始しているように思ひますが、その点のお考えをもう少し、私の考えが間違つておるのか、その点の理解を深めたいと思ひますので、御説明いただきたいと思ひます。

○衆議院議員(北山愛郎君) 私どもの前文の中にあります趣旨は、午前中に申し上げたように、日本の農業が發展を阻害をされ、また現在その發展のじゃまになつておると申しますか、農業の發展をじゃまをしていゝ事情を非常に特徴的に申し上げたわけであります。確かに農業が生産条件その他自然的な条件のために、他の第二次産業あるいは第三次産業といふものに比べて、いろいろな自然的な制約を受けておるといふ事実については、もちろん私もその事情を認めるものであります。しかし、農業それ自体も、やはり大規模な資本家的な経営が、国によりましては成り立つたわけでありますし、また日本でそれがよその産業のような資本主義的な發展という過程がなされな

かつたといふことについては、やはりそこに歴史的な過小農民の経営、これを制約したところの政治的背景といふものがそこにあつて、やはりそういう政治的背景があつたために、家族的な小さな経営が維持されるような条件のもとに置かれておつたから、そういうふうな事情から、資本主義的な發展といふことが農業に及ぶことができなかった、そういう角度からも物が言えると思ひるのであります。また、私どもの観点は、やはりあくまでも農民という観点が非常に強いのであります。単に農業とその他の製造工業といふふうには、産業対産業としての比較はなくて、やはり農民といふものの立場から見ますならば、単に産業としての何といひますか、劣勢といひますか、あるいはその条件の不利といふだけではなくて、いわゆる農民、生産労働に従つておる農民といふものをいろいろな形で圧迫している事情といふものを重視せざるを得ないわけでありまして。ですから同じような意味で、これはよその第二次産業、第三次産業がかりに大きく發展しているとしまして、それを労働者、勤労者といふ立場から見れば、必ずしもそこに働いておる人たちがその製造工業、第二次、第三次産業が發展しておるような形においては、効果といふものを労働者の側から受けていない、むしろ自分たちが搾取をされるその結果その産業が發展しておる、成長しておる、いわゆる資本主義の中ではそうなんです。ですからそういうたゞ産業と産業との比較論争だけではなしに、働く農民といふ立場から見れば、いろいろな形で農民に対する圧迫といふものが

が加わつてきておる。もちろん農業それ自体の發展そのものにも大きな圧迫も加わつてきておりますが、それと同時に働く生産農民という立場から見れば、いろいろな階級的と申しますか、よその政治的、あるいは経済的に、あるいは社会的にいろいろな圧迫が加わつてくるんだという事情を強調せざるを得ない、こういうふうな立場から申し上げておるわけであります。○仲原善一君 ただいまの御答弁でもかゝる農業の生産のあり方が、ほかの産業と違つておるといふ点の認識は、同調してもらつたように思ひますので、その点はそれで私の希望と申しますか、望みは達したわけでござい

ます。ところで、農業の形態の問題でございしますが、その点についてお伺ひしておきたいのは、社会党でお考えになつておるいわゆる農業のあり方といふものは、資本主義の社会では実現できぬという前提でお考えになつておられますか。資本主義を否認したその上になつていゝ農業基本法の考え方は実現しないかどうか、その点をお伺ひいたします。○衆議院議員(北山愛郎君) 社会党が社会主義の実現を目標にしていろいろ活動をしておる政党であるといふことは、これは当然でございます。しかし、今度社会党が提案しました農業基本法案は、資本主義を制度として全面的に改めた上ではなければ、実行できないような政策ではないわけでありまして。やはり現在の全体としては資本主義、しかも独占資本がいばつておる、支配しておるような形、こういう形の中でいかにして農民の立場を守り、また農業をよその圧迫を排除して、その發展をさせるかという立場から、これが作られておるわけであります。従ひまして現在の資本主義制度を根柢からこれを一変するといふことが前提ではなくて、むしろ現状といふものをある程度認めて、しかも現在の憲法その他諸制度のワクの中でなし得ること、そしてそれが一面いわゆる独占の規制になり、農業を守つてやる、こういうふうな立場から作られておるわけでありまして。従つて、これは衆議院でも申しましたけれども、理論的に言へば、社会党の基本法にあるどの条項といへども、現在の自民党の政府で、理論的に不可能なことではないといふふうに考えているわけであります。ただし、その立場が現在の独占資本の利益を守るといふ立場に立てば、それをやりたくない、自分の利益の意図に反するといふだけの話でありまして、理論的には可能だと、こういうふうな立場から作られていゝわけでありまして。○仲原善一君 まあ現状をもとにしてのお考えの点もよくわかりましたが、ただ比較論をいたしまして、社会主義社会の実現のあつた場合の農業のあり方といふものと、現状の農業といふものと比較、考慮をして、理想的な形はあくまで社会主義を実現した上のものである、そういう理想をお持ちであるかどうか、その点をお伺ひいたします。○衆議院議員(北山愛郎君) 社会党が政権を取つて、そしてわれわれが諸制度を民主的に改革をして、社会主義の方向へ持つていくということが可能になれば、そういう段階においては、

このような農業政策、このような方向における農業政策というものは十分に、完全にその目的とするところが実現できるものではない。これは、たゞ今の段階においても、これはどの条項をどうにしようともわかる通り、決して今の経済の原則なり、政治の制度、そういうものからはずれたものはない。そういうものからはずれたものはない。ある程度その行動の自由といいますが、自由を制約されるものも出てくる。たとえば農業の所得率を高めるための経費を軽減するため、農業用の資材はできるだけ安く、これを配給するようにしなければならぬ、供給するようにしなければならぬ、ということがございまして、そのためには肥料とか、電力とか、あるいは家畜の飼料とか、そういうものを生産、販売する事業について、ある程度規制を加えるということがございまして、そういうふうな面において不利をこうむるといいますか、そういう産業は、また企業はあるのでございまして、しかしそれはそういうこと自体は決して現在でも不可能ではない、そういうことによつて初めて農民の所得が高められ、またそういうことが必要だと、農民の所得を高めようとするならば、そういうことが必要だと、まあ一例を申し上げればそのように考えているわけでありまして。

○仲原善一君 現状をもとにして順次社会主義政権の実現というふうな構想をお持ちであるように拝聴したのでございしますが、私はこの前文について特に申し上げておきたいのは階級間、あるいはそういう何と申しますか支配者、非支配者の立場の認識をもとにして出発するということ、私どもは是非常に理解したい点でございまして、これはやはり農業の本質という点、特に気候に支配される農業、そういう点を重点に考えねばならぬということをとて考えておりますので、その点だけを申し上げておきます。それからその次に、農地制度の問題について社会党のお考え方を伺いたいと思ひます。いずれの国でも農地制度、特に農業土地制度というものは、農政の基盤でも、基本でもありまして、その国の経済なり、あるいはその政治のあり方をきめていく大きな背景になる問題であらうかと考えます。自由主義諸国は、御存じの通り土地の私有権、所有権を認め、そこに創意工夫をもつて自由をもつての経済活動が行なわれております。またソ連國におきましては、コルホーズなり、ソホーズなり、そういう集団経営が中心に支配的になつております。また少し前の話ではございまして、けれども、全体主義ナチス・ドイツが支配しておりましたときの土地制度は、これは世襲農地法でございまして、これが民族と土地とを結びつける一番大きな農政の根幹であり、ナチス政策の背景であつたわけではございまして、まあこれは一子相続をもつて農地を登録したしまして、この農地の面積は大體経済の変動、景気が景気に耐えて、いかなる不景氣が来ても、その農地を持つておれば十分に生計ができるという農地を、これを登録したしまして、世襲農地として登録して、さらに一子相続という制度、その相続をできる人は、純血、いわゆる純粋のドイツ人でなければならぬと、ユダヤ人は

これによつて排斥するといふような、そういう一つの大きな政策で、まあよかれあしかれ全体主義の農地制度ができてき上がつておつたわけではございまして。まあそういうふうな各国、政治経済のあり方によつて農地制度といふものは非常に根本的な相違がそこに出てくるわけではございまして、社会党の今度お考えになつておる農業基本法の土地所有の形態、あるいはこの土地の耕作のあり方と特に所有権制度をめぐつて、どういふお考えを持っておられるのか、社会主義政権であれば、これは重要産業は国有にするとか、社会化するか、土地は国有、公有するとか、これは一つの常識になつておられますけれども、まあ先ほどのお話で、現状をもつていろいろ考へるんだといふお話でもございまして、そこには多少の弾力性はあろうかと思ひますけれども、社会党の基本法の九条でございまして、まあ原則として、これは九条でございまして、「農地の所有形態」といふ項で、「農地は、これを耕作する者に所有せしめることを原則とし」といふことになつております。そしてその次に、「農地に関する権利は、自主的に共同の保有に移行させるように指導するものとする」といふ文章の文章でございまして。やはりこの現状、耕作する者に所有せしめるという現状は原則として認めるけれども、将来はこれは自主的に共同の保有に持つていくんだという思想がそこに出ております。この辺が何かばかされておられますか、計画経済を強力に主張されておる社会党のお考え方と、自由主義経済で所有権をもつてこの考へ方と、

その辺何か明確な欠点点がございまして、ほんとうの真意はどうでありませうのか。特にその土地所有の形態、農地制度のあり方、これは将来どういふふうにお考へになつておられるのか。現状の私有権、所有権といふものをとてし、支配的にやつていくといふことでは、それはいいでありまして、そうであるとして、順次これは共有的な方向に持つていくこと、現在これを表に出すと多少農村の反感を得たいから、まあ一応はちよつと現状をもつてにしたような格好にしておいて、社会主義政権ができたならばいよいよ農村、共有形態に持つていくといふ、そういう含みなのか、その辺をもつてはつきり一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(北山愛郎君) 農地の所有形態につきましましては、お話し通る第九条にその原則があるわけでありまして、これは何も含みがあるというわけではなくて、その前段におきましては、農地はそれを耕作する者が持つんだと、これが原則なんです。ただ、その耕作する者といふのは、個人の場合もありまして、また耕作する者が共同で持つ場合もあるわけなんです。狭い意味の自作農でありまして、そこに個人の農家といふふうな考へ方が必ずくつついておるわけですが、われわれとしては耕作者が、耕作する者が個人、または耕作する者が共同で持つといふふうな形も含めた上で、いずれにしても耕作をする人たちが持つておるんだという原則です。そしてその中で漸次自主的に共同の保有に移行するようによつて指導するのだといふことで、あくまでその自由な意思に基づいてや

いふものが皆無になり、ゼロになれば、やつとバランスがとれるといひますか、そういうことが可能なわけでありまして、自然の土地、あるいはこれに伴つた土、土壌やあるいは太陽の熱とか、そういうものから生まれてくる生産力、これを高い金を出して、高い地代を払ってやるのでは、これはどんな経営でも、どんな形でも農業経営といふものは成り立たないのじゃないか、非常に不利じゃないか、こういうふうに考えるわけでありまして、従つて、過去におきまして、農業を資本主義的に経営させようという主張者の人たちは、土地は国有にして、土地を国有にして置いて、そうしてその上で資本家的な農業を建設しようという意見の人も過去においてはあつたわけでありまして、そういうその根本の考え方というものは、やはり高い地代を払つてはならない、高い土地を購入しては農業経営は成り立たない、そういう基本的な考えだろつと思ふのでありまして、従つて、私も共同経営なり共同化といふものを促進しようといふのは、単にそのイデオロギーではなくて、経済合理性から見ても、土地を横に移動させて、売買をさせて、高い資本の投下をさせて、その利子負担を農家にかける、いわばその場合の資本投資といふのは、純粹の意味の資本投下ではなくて、いわゆる土地改良みたいな投下ではなくて、むしろ将来払うべき地代の前払いの性質を持つておるわけでありまして、そういうものを払つたのでは、これは合理的な経営ができないのだ。ですからそういうふうな高い土地にしないで、しかも経営の規模を拡大していく形といふのは何かとい

へば、それは共同経営なんです。しかも、それは資本家経営のように資本家と労働者の格好でなく、農民が労働者にならないで、耕作する人たちが一緒に協力して経営規模を大きくして、しかも土地の負担がかからないで済むといふような形、こういう経営が合理的ではないか、そういう方向へ持つていくというのが、私どもの農地に関する基本的な考え、そういう原則、そういう形に持つていきたいといふことでありまして、社会党だから必ず土地国有なんだというしやくし定木な考え方は持つておらないわけでありまして、**○仲原善一君** まあただいまの土地所有の關係について非常に弾力性のある、幅のあるお考えのようございまして、これは個人の所有といふことになして、共同でも持つて意味の所有だといふお考えのようございしますが、まあしかし社会党という立場で個人の所有権といふものを十分納得の上で認めていらつしやるということであれば、あえて異を立てて共有に持つていくような最後のこの九条の末尾にあるようなこの言葉はそう重要性がない、必要はないじゃないかという気さへ、まあ実はいたします。この土地所有の問題、共同経営の問題、これは非常に論争のあるところございしますが、まあ私は共同経営にはある一定の限界がある。日本全体の農村を共同経営に持つていくようなラディカルなことは、これは不可能なことでもありません、これは決して生産力を上げたり、あるいは日本の経済を發展させるゆゑんではない。そこにおのずから限界があると考えます。政府提案のこの土地の所有の問題についても共同の

問題、協業の問題については協力する点もございまして、これは農業法人等にその現われが出ておりますが、これは農業法人をやめてしまつた場合には、再びその農地は個人に帰るといふ、そういう建前の農民自身の意思を尊重して、共同経営なり協業経営はやるけれども、それがおしまひになれば、再び自作農にわゆるファミリー・ランドに帰つてくるという前提であるのでございしますけれども、まあ社会党のこの九条を讀んでみますと、一たびそういう形に持つていけばだんだんこれは共有を強化していこうといふふうに受け取れやすいのでございまして、その点、若干の疑問は持つておりますが、ただいまの御説明で私有権といふものを十分尊重していくんだといふこととございします。共同経営も、従つてこれはお考えの通りに、この自民党あるいは政府の自立農家といふものとの關係が社会党で特に異を立てられてこの共同経営でおしなべていくといふことでもなさそうにも考えますが、その点、もう一度よく御説明をいたしたいと思ひます。自立農家とこの共同経営とのあり方、進め方、指導の仕方、そのウエートの置き方、そういうものについて社会党のお考え方をもう一度お伺ひいたします。**○衆議院議員北山愛郎君** これは午前中も申し上げたわけでありまして、で、私も今は現在の家族経営の形を、これはけしからぬからやめろといふより、その家族経営の形の経営をいじめていくといふ考え方はもちろんないわけでありまして、むしろ、経営の形として今のよう小さな家族経営では農民自身が困るし、また農業の發展もな

い。従つて経営の規模を拡大をしていき、しかも耕作者がその耕作する土地から離れないようにしていく形、その形は現在の家族経営が發展する形としての共同化の方向、こういう基本線でありまして、政府の案の中にもやはり協業といふ問題があり、同じではないかといふこととありますが、どこが違ふかと申しますと、政府の案は、自立経営、今の家族経営をそれ自体としてそのまま認めて援助していくといふ考え方はないのです。御承知のよう、政府案の自立経営の育成といふ政策は、ある規模の、いわゆる正常な家族構成のもので、たとえば家族従事者が三人、そして諸収入が百万とか、大体一つの形の規模のものをこれが自立経営である、そういう経営の数をふやしていくんだ、そのためには反面ではそれになれないところの非自立経営といふものができていく、それが農業からはみ出していくんだ、こういう考え方があります。で、私もその点、基本的には違ふわけでありまして、間違つておると思ひます。いろいろな点からも間違つておると思ひますが、その点が非常に違ふ。

けれども、積極的にそういう共同化を援助していくという施策がないわけでありまして、われわれとしてはこういう生産組合という制度があり、あるいは共同化の組織もある、それを農民の方方は自由におやりなさいといふのでは、なかなか今日の家族経営をやつてゐる農民たちが食いつけないと思ひます。よほど積極的な考えの進んだ人たちは、社会党が指導しなくてももうすでに相當な共同化を進めておりますけれども、しかし農民全体としては、そういう制度が与えられたといふだけではこれはやり得ない。そこで私どもは、現実に共同化をすればどういふ形になるのか、營農設計はどうなるのか、あるいは共同化資金はどうなるのかといふふうな、營農設計の指導をやつたり、午前中も申し上げたやうないろいろな援助、助成をやつて、そうして共同化をやれば必ずみんなが利益になるのだ、こういうことを実証する、その原則をこの基本法に書いてあるといふ点が非常に違ふわけでありまして、ただ、生産組合ができるのか、あるいは共同化ができるかといふような制度を手えて、そうしてあとは自発的に農家の人たちがやれといふのではなくして、むしろそれを強制するのではなくして、むしろそれを育成し、助成していくという積極的な面が社会党案にはあるわけでありまして、その点が基本的には違ふ、こういうふうに考えております。**○仲原善一君** まあ、共同化の問題についてはいろいろ意見があると思ひますが、午前中もわが党の櫻井委員から質問、特に生産組合の農業生産のあり方についての質問があつた際に、御答弁もあつて、それはよく承つておりま

したが、私も実は三週間ほど前にベルリンに参りまして、東ベルリンも許可を得て見て参りました。もちろん、西ベルリンも見て参りまして、そこでいろいろなことを見聞して参りましたけれども、一つは土地制度、いわゆる最も共同化の進んだ徹底した典型的なコルホーズのあり方についての批判を実は聞いてきております。数字については午前中もお話のありました通りに、なかなか正確な発表はありませんので、これを察知することはなかなか困難でございますけれども、現実の問題として自由主義諸国とソ連圏、いわゆる社会主義経済の一番徹底したソ連圏との境界を見て参りまして、実はこういうことを聞いて参ったわけでございます。これは特に東独の農業、これはやはりコルホーズが支配的になっております。その農民が最近東ベルリンに逃げて、さらに西ベルリンに逃亡して、そして西独の方に送られていく、この数が非常に多いわけでございます。そういう者を合めて一日五百人、多い日は千人だそうでございますが、年間通じて約二十万、東独関係から西ベルリン、さらに西ドイツに逃亡して行く人が多いのであります。特にその五〇％までは二十五才以下の青年であるという話も聞いております。特に最近目に立って参りましたのは、一番逃亡しにくい農家、これは農地を持つております。農地にきつづけになつております。家屋もあります。そういう人たちがリニクサク一つで逃亡して来るという数が非常にふえてきている、こういう実態、これは全体の数字をそれによつて推定することはもちろんできませんけれども、一つの

断面としてそういうことを痛感してきているわけでございます。が、やはりこの農地制度いわゆる共有あるいは共同組織というものの一番典型的な、最終的な段階のそういう農地制度そのものが、非常に農業生産力のある意味で阻害している。自由主義諸国の生産力に比較して、なかなか発展がむずかしい。その発展のむずかしいためにマレソコフもやめた。最近はまだフルシチョフも各コルホーズを見て回つておる。そういう状態を見てきておる。私はやはり農地制度、いわゆるその農地制度の共有というものの、ある一定の限界というものがあつたのじゃないか、かといふことを痛感して参ります。で、この際、私見を述べながら社会党のお考えになつておる自主的に共有的な方へ持つていくという考え方についての批判と申し上げては少し口はばつたのでございますが、そういうことを申し上げておきたいと思つておるわけでありまして、その点について重ねていふ最も典型的なソホーズなりコルホーズなり、あるいは合作社の農地制度のあり方というものが一番人類社会で理想的なものであるかどうか、そういう点についての御見解を承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(北山愛郎君) われわれの農業基本法は、これはやはり日本の農業基本法でありますから、日本の農村なり、あるいは日本の農民の実態を基礎にして考へていかなければならぬと、そういう考えであります。その中国やあるいはソ連、東独などのいろいろな集団化の経過、こういうものも私の方は十分これは参考にしていきたいと思つておるわけでありまして、その中にもお話がありましたようなやはりいろいろな制度の改変というものが行なわれ、共同化なら共同化、集団化が進み過ぎた、行き過ぎたような場合においては、それに対する手直しが行なわれる。おそらくソ連におけるMTSが二、三年前にRTSに切りかわつていく、あるいは政治制度の中でも地方分権がいよいよ自由化と申しますか、地方分権が広がつていくというふうな改革が絶えず行なわれておるようでありまして、ですから、そういうことは十分に参考にしていきたいと思つておるわけでありまして、ただ共通してこの外国のいろいろな例を見て私どもが感じましたのは、共同化といふものは決して強制的にやつたものでは成功しない。

これはエンゲルスもそういうことを言つておられますけれども、十分に農民の納得を得て、そして自主的に進めるといふ慎重なことをやらなければいけないといふふうに痛感をしておるわけでありまして、従つて、そういうふうな考え方からして、そういう考え方でも私どもの基本法の中における共同化というものは作られておる、そう思つております。ただし、どの国でもどの制度でもいい面と悪い面とありますから、私どもは中国なりソ連のいい面はいい面としてこれは認めるを得ないわけでありまして、認めるべきであります。また、一方の資本主義の中における農業がうまくいっているかといふことになれば、これはなかなかまたいつていないわけでありまして、アメリカにおける、最近ケネディが農業教書を出しましたけれども、その中では生産性を上げるといふことで、アメリカの農業生産力といふますか、生産性は非常な上昇を見た。また農業の就業人口も非常な激減をした。しかし、それならば農家の所得はふえたかと申しますと、所得は減つておるというところを率直にケネディ大統領が農業教書の中で言つておるわけでありまして、また、その巨大なアメリカの農業生産の中でも百五十万の零細農家が置いてきぼりになつておるというふうな問題がございまして、ですから、いろいろとそういう外国の例などを十分に参考にし、どの国でもいいものはいつし、悪いものは悪いとして、日本の制度の中に取り入れていくと、こういう基本的な考えを私どもは持つておるというところを御了承願ひたいと思ひます。

○仲原善一君 まあ、ただいまの御答弁で農民に強制はしないのだ、これは自主的にその点は意思を尊重してやるというお考えで、これはわれわれ自由民主党の協賛化とこの点大して相違ない点が明らかになりましたので、その点は了解いたしますが、なお、その次に青写真の問題がよく言われております。これは計画経済を主張されております。これは計画経済におきましては当然この青写真、今後十年先の農村の青写真といふものがはつきりとあるべきはずであります。政府の方は御存じの通り、これは自由経済の建前でございます。また、きょうも総理の答弁にございまして、これは長期見通しの程度でございますけれども、青写真といふものが計画経済には当然あるべきでありますので、その点これは民社も含めてどういふ青写真をお持ちになつておるのか、どういふ農業経営形態を持つのか、何人ぐらいの、これは午前中も若干ありまして、千四百万という話もございましたが、まあどういふ経営をやらせるのか、この一つ農業いわゆる今後十年先の農業の青写真といふものを御明示をいただきたい。かように考えます。

○衆議院議員(北山愛郎君) 私どもは社会党が基本法案を出すにあたりまして、いろいろ一つの試算をいたしました。長期の農業発展の計画と、見通し、計画というものを案として一応作つたものがございまして、ただ実際に、この私どもの実際に権威のあると申しますか、実行する農業計画といふものは、そういうふうな格好で、われわれの基本法の中にあつたような長期の農業計画、生産なり、需給なり、そういう計画の作成の過程で、最終的には作らるべきものだ、こういう見解、この原則を私どもの基本法の中に入れておるわけでありまして、まあ、政府の方では自由経済だから計画は作らぬ、作らぬと言ひながらいろいろな防衛力の増強計画であるとか、道路の計画であるとかいろいろやつておられるようであります。また、所得倍増計画もありまして、それは文字通りにその数字の通りに実行しないまでも、少なくとも一つの指針、方向としてそれをもとにしていふゆる経済成長なり、倍増なり、成長率なり、そういうものを天下一にお話になつておると、私どもは考へるわけでありまして、私どもの現在野党としての社会党が作ります計画といふものも一つの見通しとしての可能性といふますか、いろいろな試算を積み重ねておるわけでありまして、ですからまだその最終的に、これが決定版だといふことにはなつておらない。またこの

前の党の大会に出しました長期政治経済計画というものがござります。それも党の大会で論議の結果一応の採択をみたわけでありまして、これも結局その内容につきましては、さらにいろいろ各方面の意見を聞き、直すべきものは直して、その政策を完成するという過程に持っていく、私どもは政策というものはわれわれ社会党の政策というものはそういういわゆる成長発展する政策だといふふうに考えるわけでありまして、それでその作業の中で、いわゆる将来の就業人口という点につきましても、一応の試算は午前申し上げた通りやうなわけでありまして、それから、なぜこういふうな格好になるかと申しますと、実を言いますと日本の経済の発展の成長計画といふものは、発展計画、これにつきましては、単に成長率を何パーセントだといふだけではなくて、私どもとしては今の経済の制度、いろんな機構といふものをやはりわれわれが必要とされるように改善をしていくといふこと、あるいはまた今のうちにアメリカに依存するよきな市場構造、貿易構造といふものを変えて、中国との国交を開いて貿易を拡大していくといふようなこと、そういういろいろな前提条件があるわけでありまして、そういうものが満たされて初めて可能性が、われわれが青写真が描き得る。でありますからいろいろそういう不確定因子がござりますので、そこでその国内だけで私どもは数字をいじくれば結果が出るというわけには参りませんので、いろいろそういうふうな不確定因子、要素といふものが計画の中に入っておる、それをさらに仕上げて参る、こういうことになつ

ておるわけでありまして、農業基本法におきましては、当然われわれとして長期の農業計画は作るべきである。そうでないといふと、一体日本の農民はどういうふうな見通しなり、どういふめどもって政府が農業政策をやつてくれるかという信頼がないわけですから、政府の案のように、単に長期見通しといふことであつて、しかもそれが狂えれば、そのつど変更されるということであれば、これは非常に危険なことでありまして、むしろ見通しがない方があつて、むしろ見通しがある方があつて、農家がこれを増産して、いわゆる豊作貧乏になつて、値下がりをして損をしたといふ場合に、一体政府が補償してくれるのかどうか、補償してもらいたい、こういう意見すらも地方の農会では出たわけでありまして、従いまして私どもは、中途半端な農業観測、長期見通しといふものは、むしろ農民にとっては有害ではないか、そういうふうな考えを考へるので、やはり長期の見通しを立てる以上は、これをいろいろな角度から政策的にその実行を裏打ちするよきな計画的な施策を推進していかなければならぬ、こういうふうな点で計画といふものを私どもは重視して参ります。ただ、これはいわゆる経済のいろいろな機構なり、あるいは産業の中核を全部握つて、全体的に計画経済を実行するといふ段階ではないわけでありまして、その程度に一つの計画的なものであるといふことは限界がござ

いますけれども、少なくとも、農業みたいな長期の見通しを持たなければならぬ生産の準備といふものがやりにくいようなものについては、やはり政府といふものが、長期見通しではなくて、むしろ計画を作つて、それを裏打ちするよきな政策をはつきり明示して目標を明らかにする、こういう必要があつたかと思ひます。単にそれは、片方は自由主義だから計画はなくともいいんだ、片方は社会主義だから計画が必要なんだと、そういうものじゃありませんか。農業そのものに對する少なくとも農業政策をやつて基本法を作るといふ以上は、そういう計画性が必要だと、こういう建前でおるわけでありまして。

○委員外議員(天田勝正君) 御質問の青写真といふ問題でござりますが、これは内容は二つありと存じます。一つは、民社党の考へておる施策の青写真、真はどうかといふこと、二つは、それを実施した結果、農民の生活がどうなるかといふこと、この二つの青写真を指されたものと私はお伺ひいたしましたわけでございます。

そこで、簡潔にまず施策の方から申し上げますけれども、わが党は、その財政金融措置におきまして、午前中御説明申し上げました耕地の造成は百三万町歩と推定をいたし、これを八千億、草地が百五十万町歩、これが二千七百億、土地改良が二百万町歩、これが二千億、生産基盤の整備を重視すると申し上げましたが、この土地改良や草地の造成のほか、道路、水路等の生産基盤に五千億、農業技術センター四百六十カ所と私どもは予定いたしますが、これを四百六十億、国営

のモデル市場は、六大都市に二十カ所設置するといひまして六十億、市場整備、これは生産地市場と消費地市場であります、合わせて八百十億といふことになつて参ります。

それからかねがね申し上げております組合貿易の推進であります、これは組合と型のままにいたしますか、組合によりまして貿易公社を作らせる、こういう私どもは基本的な構想を持っております、この二つの二分の一の出資の百五十億と、その補助の百五十億、合わせて三百億、それから輸出の振興につきましては、私どもは正誤表で皆さんの手元で訂正していただきましたが、特殊貨物輸送船の建造等輸送の合理化、こういう言葉を法文の中で用ひまして、この点を明らかにしたのであります、これに七十億、それから環境整備、立地条件の整備、これはその内容からいたしまして当初につぎ込まなければならぬと考へ、五カ年間一千億、価格安定の資金といふものに五百億、その他関連法律をさつとも申しましたように三十用意をいたしましたので、今申し上げました点を除きますともろの補助、これを五百億円予定をいたしました。そうして合せて二兆一千四百五十億といふことに相なるのであります。

融資の關係であります、これはあるいは前に説明申し上げたことがあるかと存じますが、農業近代化資金法、こういう法律の裏づけによりまして、年間三千億ずつ三兆円、その扱いは農林漁業金融公庫の別建勘定にする、こういう考へ方でありまして、それからいわゆる農地銀行、農地信託基金の制

度であります、これもまた当初でなければ役立ちませんので、最初の五カ年に五千億、その他の関連法律による融資、これを二百億と見込みまして三兆五千二百億、こういうものをいたしました。

それから、それじゃその耕地や草地を作るという、それが夢物語りのようなものであつては困る、こういう御心配もあつたかと存じます、その点だけについて申し上げますと、次の二点でございます。二十二年の農林省の調査は、御案内の通り農地適地五百五十万町歩といふ数字を出しておるわけでありまして、私これをただしましたところが、確かにそういう数字であるけれども、それは入手困難であるかいは問わないで、単に物理的に適地であるといふ調査である、こういうことでございます。でありますから、それが全部適地ではないのであるといふお答えをしておられるのだからと存じますけれども、しかし少なくともその半分くらいは、私は入手可能なものであらうと判断をするのは、そう無理ではないと存じます。幸いそれに近い数字が、別の調査にござります。すなわち二十八年、都道府県に依頼いたしまして調査をし、そうして二十八年でありますから、二十九年以降に於いて耕地として開発する適地、こういうものを調べ上げましたところが、七十二万七千町歩だといふのであります。しかしてすでにこのときに国が開発すべきものとして買ひ上げておりましたものが、百三十八万一千町歩でございます。そういたしますと、これを合

わせただけでも二百一十八万八千町歩でございます。そうしてこの二百一十八

八千町歩のうち三十五年まで一応開拓に手をつけたものが、百五十八千町歩でございまして、残ったところが少なくとも百六万町歩は確かにある、こういうことに相ならうと存じます。さらにまたこの手をつけた百八万一千町歩でございまして、これは全部開拓済みではないのでございまして、このうちすでに農民の手に配分いたしましたものは四十九万九千町歩に実はすぎないのであります。しかし、これは単純にその百八万町歩から四十九万町歩を引いた残りがまだ残っておるといふ意味ではございまして、耕地に作る場合は草地と違ひまして、平均、耕地と付属施設との面積比は六対四でござい

ます。でありますから、百八万町歩の耕地を作るというならば、当然開拓面積というものは百六十六万町歩用意をしなければ百八万町歩の耕地はできない、こういう結果になります。そこでこの百五十八千町歩を全部農民の手に渡すとしてその可能性は何町歩あるかといへば、六十三万四千八百町歩あるのであります。でありますから、まだ配分残りの分が耕地に直しても十三万五千七百町歩は残っております。従つてこれに見合ふ開拓適地が二十二万六千町歩残っております。こういうことに相なりま

す。この数字からしても、これはかなり、県が申告したものでございまして、内輪に私は見積もつた数字であらうと存じます。その見ますならば、ここにわれわれがかつてこの農基法とは別個に、八カ年計画において百五十万町歩というものを明らかにしておるのであります。百五十万町歩の開拓である、こういうふうに考えます。百

五十万町歩を開発すると、耕地がその六割といつたしまして九十万町歩、そうしてさらに申し上げました、いまだ手をつけながらこれが耕地化しておらな

いという分が十三万五千町歩ありますから、合せて百三十三万町歩になる、こ

な。おまた草地の点も申し上げますと長くなりますから簡潔に申し上げますが、この方も公有、市町村有、財産区有、それから原野にしても国有、公有

よりそれ以外の畜産等に力を入れない結果だと私は思うのであります。いづれにいたしましても、これは過去の実績の伸びは一八%であつたのであり

ますから、農基法を作り、関連法律を整備し、さつき申しました投資、融資これらを行ないますならば、それ以上に見るといふことは当然だろうと存

じます。私もこれを固く二〇%に見たのであります。そういたしますと約十萬頭の乳用牛が確保できる。これも乳牛も年間二十八石、これは普通パーセントさえよければ三十三石ぐ

の方へお伺いしておきたいのは、農業就業人口を今後十カ年先に一千四百万人を確保しておるのだ、そのうち二百万人は大体関連の加工業に従事するとい

うような構想はございまして、この両方合せて一千四百万という人口は就業人口のこれはおそらく三割以上に

なるかと考えます。世界の先進国の発展、経済の発展の状況あるいはその推移をよく見ましても、だんだん経済が進展し、国の経済力がふえて参るに

ないわけでありませう。ただ、できるだけ農業の部面の中で、おこなわれている面を發展をさせて、そしてその中で、量的にも質的にも、農業の雇用の吸収度をやはり高めようという、せいぜいこの努力をしようという、そういう気持を表明したものであります。今お話のように、先進国といふは、確かに第一次産業の就業人口は、非常に減つてゐるわけでありませう。アメリカなども、一〇％程度に減つてゐるわけでありませうが、しかしそれならばそこに困難がないかと申しますと、やはりあるわけでありませう。これは第一次産業、第二次産業、第三次産業、特にこの第三次産業にも、いろいろ問題があるかと思ふのであります。また第二次産業等が、いわゆるオートメーション化いたしました、正規の労働力のあまり雇用度が高くならない。雇用吸収力が低くなつてくるといふような現実の問題も、すでに現われて、アメリカ等では、いわゆるオートメーションからくるところの失業者といふものがあるわけでありませう。農村の中に、かりに失業者がなくても、他産業の中に何百万もの、五百万以上の失業者が停滯をして、非常にそういう慢性的な失業状態、これに苦しんでゐるわけでありませう。西ヨーロッパ等におきましては、まだそういう事態がないようでありませうけれども、そういう点を考えますといふと、私は単に第一次産業の農業人口が減つて、第二次産業、第三次産業の方向へ移動していけば、それで進歩、發展の形になるのだと、簡単にそう言えないのじゃないか、ことに資本主義の場合、これを社会主義の方で申しますと、

と、ソ連の場合におきましては、相当な高度な工業国でありながら、工業の發展もありながら、しかも農業の就業人口は、たしか三割以上であります。相當に高い。そういうふうないろいろな問題がございませうので、われわれとしては、簡単に資本主義の先進国の産業構成なり、雇用構成が、そのまゝ傾向として正しいものだ、それについていきさすれば万事オーケーだと、単純には考えられない。ここにはまだ未解決の問題があるかと思ひます。これは単に農業だけの問題ではなくて、他の製造工業なり、第二次産業なり、第三次産業自体の中にもある。第三次産業も一つの産業であり、しかも販売業にしろ、あるいはサービス業にしろ、そういうものは一つの社会的な価値を生んでゐるというふうにも思ひます。しかし第三次産業の中でも、必ずしも生産的なものではなくて、単に株の売買をするとか、あるいは土地のブローカーをするとか、そういうふうなもの、社会的に見ても必ずしもプラスになつておらないような部面が、案外資本主義の中では、もうけが多いといふだけで發展していく。こういうふうな問題については、必ずしも私は、ただすなおにそのまま受け取つていいものではないのじゃないか、こう考へてゐるわけでありませう。それらの点につきましても、必ずしも三〇％を固執するわけではございませう。ございませうけれども、そういう点ともあわせて、しかも第二次産業等のやはり機械化、合理化をされた、オートメーション化した、自動化したその雇用吸収力というものを、あわせて検討したい。他面は、私どもは、農業の部面で、で

きるだけのやはり生産労働、しかもその労働がその生活を、他の産業に従事する者に匹敵するだけの所得を持つてゐる、そういうふうな農民あるいは農家の経営というものを作り上げる。ここに問題が置かれてゐるわけでありませう。お話を点は、私どもはなお検討すべき問題であつて、必ずしも結論がきまつたという問題ではないのではありませんか、こう考へてゐるわけでありませう。

○仲原善一君 ただいまの御説明で、大體了解いたしました。これは資本主義国たると社会主義国たるとを問はず、やはり産業が發展し、いろいろ文化生活が高まつてくるとは従つて、農業に従事する就業人口といふものは、非常に多い割合からだんだん減つてくるといふのが、これは原則であるかと考へます。そして農業の生産性も高めて、絶対的な生活ができるものと高めて、文化的な生活ができるという、就業人口は少なくとも、それが間に合ふはかの産業で大いに活躍するといふのが、望ましい形であらうかと思ひますので、ただいまのお話で、これは十分検討をする問題だといふお答えでございませうので、これで私の質問は終わりといたします。

○委員長(藤野繁雄君) それでは各発言者に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ午後二時五十八分休憩

午後三時十二分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

きのうに引き続き総理大臣に対する質疑を行ないます。

質疑の要求の委員の発言は、委員長において順次指名いたします。森君。

○森八三三君 本法の制定にあたりまして、その前文に、農業従事者が健康で文化的な生活ができるようにするといふことは国民の責務であるといふことをきつぱり法律に明らかにされたといふことは、今までの多くの立法にはその例を見ないところでありまして、今まで農業従事者が果たして参りました幾多の功績、さらにその農業従事者の現状等を考へますと、こゝまで勇敢に言い切られたといふことについては一応敬意を表するわけでありませう。そこでそのことを達成する具体的なものとして、所得を増大せしめ、他の人々との所得の均衡をはかつて、そういうような健康的な文化的な生活が導き出されるということを通じて、きつぱり法律に明らかにされたところを、またこの提案されておられます政府の原案を拝見いたしました。そのこの目標が必ずしも明確ではないと思ふのです。と申し上げますのは、法律の前文には、「他の国民各層と均衡する」と、こゝういふ尺度を示してゐるらしいです。それから総則の第一条には「他産業従事者と均衡する」、こゝういふように表現されておるわけですが、抽象的にはよく理解はできますが、この法律用語として前段の方には、他の国民各層との均衡をとる、国民各層といふものと他の産業従事者といふものとは、私はイコールではないと思ふ。きのうも総理の御答弁を聞いておりますと、前段の方の、国民各層との均衡をとるといふことを中心にお答え願つたと私は承知しております。農林大臣は、他産業従事者といふ方に重点を置いて述べられておる。さらに企画庁長官等は、他の機会にこゝういふような問題についてお尋ねをいたしました場合には、他の産業従事者といふ中でも、都市勤労者といふよりなものを対象に説明をされておるというように、政府御当局の説明が法律の上でも二様に表現されておるし、御説明にもいろいろ変わった説明を承つておるわけでありませう。形式的なことのようにではあります。国民各層といふものと他産業の従事者といふものと、あるいは都市勤労者、都市勤労者と申しましては、もちろん都市の製造工業に従事するといふことであらうと私は承知をいたしておるわけですが、全面的な産業従事者、製造工業に従事する者、その間には所得と申しましても、非常な差があるかと思ふのであります。一体どの辺のところをねらひとして均衡をとらうと考へてゐるのか、法律用語にもいろいろ使い分けがされておるわけでありませう。これは非常に言い切つていらつしやいます。中身に入りますと、さあどうなるんだ、こゝういふような疑念を持つと思ふわけでありませう。この点を総理から明確にお答えをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 目標に掲げておりますので、私は質問者に対する

答へが、ニュアンスでいろいろ他産業となつたり国民各層となつたり、いろいろあるのをごさいまするが、根本の考え方は私は他の階層、階層と申ししますと横に割つたように見えますが、縦に言えば他の産業、横でいけば各層ということになるのをごさいます。全体が平均したように努める、平均になるように努めると、こう考えていただけたらいいと思ふのであります。ただ都市の産業労働者と限るべきでないことは、これは確かでございます。その他におきましては、御質問に答えて他の産業と言つてもよろしゅうございませうし、また他の職業階層と言つてもよろしいのでございませうが、法文には他の産業とこうなつておりますが、他の産業と御理解いただいてもよろしいのでございませう。

○森八三三君 私の上上げましたように、この法律の意図している抽象的なものは、よくわかります。わかりませんが、法律用語として「国民各階層」という表現がされた場合のその所得の平均というものと、他の産業従事者の所得の平均というものととの間には、具体的な数字においては相当な差が私にはあると思ふのです。今ここに国民各層の全体の所得が、最近年次で幾らあるか、産業に従事しているという者だけの平均所得がどうかとという数字は持つておりませんから、今具体的に私はそれを例示してお伺ひすることではできませんが、少なくとも国民各階層の所得というものと、他産業の従事者の所得というものととの間には、具体的に数字になりますと、私は相当の差があると思ふのです。どっちの方をねらいとされるか、総理の今お答えに

なりました国民全体の平均的な生活が維持できるようにということとは、抽象的には私わかりませう。わかりませうが、法律用語として二つ使つていらつしやいますから、同じ一つの法律の中で、こういう使い分けがなされてゐるところに、一つ問題がある。その点は明確にしておいてもらわぬというところ、あとでこれはまた生産物の価格を安定するというような場合にも、これは必ずしも政府の御当局は米については現在昭和三十五年産米からいわけゆる生産費・所得補償方式というものを採用されておりますが、その他の重要農産物については、現行方式でいろいろ支持されておるものもございませうが、そういうものにつきましては、必ずしもそういうような方式はとられておらない、今後重要農産物の価格安定ということが法律の十一條にもございませうので、そういうことを具体的に取進めて参ります場合の尺度としてこの所得の定義といひますか、どこを目安にするかという問題は、将来論争の中心になつてくると思ひます。でございませうので、この機会に、このことを明確にしておきませんと、あとで他の条文を審査する際に非常な狂いを生じてくると思ひますので、この二つに使いわけをして統一のあるお答えをいただきたい、抽象的にはよくわかつております。

○国務大臣(池田勇人君) 前文には政治的な考え方の全般のことを私は前文で言つておるものと考へますが、第一條につきましては、農業というものを中心としておりますから、前文も農業でありませうが、考え方は前文は全体を含めて言つております。そこで、今度は

第一條から農業ということを中心にして言つておりますので他の産業と書いたのだ、前文の各層という意味も、他の産業という意味も私は同じようにお考えいただいてけつこうだと思ひます。

○森八三三君 くだいようですが、そうしますと前文の方では、一応総括的な、抽象的な気持を表現した。そうして今後この法律が運営される場合においては、対象としては第一章の総則以下各条章に規定されている規定が適用されるのだ、こういうふうにごさいますか、それではよろしゅうございませうか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体そうお考え願つてけつこうだと思ひます。

○森八三三君 さらに、この法律を審査していきまます上において、基本的な問題として昨日もいろいろ論議がございしました農業構造の問題と申しませうか、いわゆる自立経営といふことと共同経営といふことと二つの問題がありませう。これも今後十分本法を全きものに仕上げて参りますためには、この際に明確にしておかなければならぬと思ひますが、昨日の総理の御答弁では、必ずしも共同経営といふことと自立経営といふことはイコールではない、非常にその間に基本的な考え方の相違がある、こういうふうにごさいますか、話になつておる。ところが、農林大臣の話は、自立経営といふこともその農業の進行の過程において必要とする部門については共同化、協業化を進めていくのだ、共同化といふことを主張しておられる諸君の側に立つても同様の考えのようごさいますか、だから共同経営といふことも、自立経営とい

ふことも、結局期するところは同じところに着いてくるのだ、こういうよりなお答へがあつたかのごとくに私は受け取つたのであります。これは理会的に非常に違ふと思ひます。その違ひの結局一緒になるのだということになりますと、非常に問題が混迷してくると思ひ、その点をもう少し明確にしたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) その点は総理の御答弁と私の違つていないと思ひます。私どもの方の政府案におきましては、とにかく家族経営、自立経営、農家といふものを中心とするのが原則である。しこうしてその家族経営とい

ふものの経営の途中におきまして、必要のある場合において、これをさらに相補つてより高い生産性を上げ、生産の拡大をはかる上において共同していくといふことはあり得る。しかし、今私どもの考へておるものは、所有権、田畑その他機械器具、家畜の所有権を生産方式として、農家が自分で土地を持つといふことから離れて形式的に法人の労働者の形になつて動くことについて、これは原則としてとらない。社会党の方の案はその方が原則になつて、むしろ生産法人全部に農民を入れたといふことではなければいけないといふような主張であります。その点は私どもと違つておる、このことを総理は言つておられました。

○森八三三君 共同化といふことと共同経営化と申しませうか、そのことと自立経営化と申しませうか、自立経営育成と申しませうか、いふことは、結果的にはある場合に同じような行動が出てくるといふことはあるといひました。根本の理念としては、基本的に私は対立しているというように理解しているわけでありませう。そういうふうに受け取つて、今三法が一緒に審査されておるのであるから、明確に区分をして審議をして参りませんと、自立経営といふことも、その進行の過程では要するに共同化はあるのだ、共同化の場合も要する場合には個人経営といふものを認めていくのだ、何だか一緒になつてくるから、結局同じじゃないかといふたような感じがきのうの御答弁では私は受け取れた。少なくとも基本観念として違ふのだといふことを、明確にされなければならぬと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(周東英雄君) 根本の思想と申しませうか、考え方には、お話しのような相違があるかも知れませう。形式的には社会党の方でもこれは強制的にやるのではないのだ、われわれはあくまで農家の方に勧奨して法人にするのだとおっしゃいますから、どうしてもしなぬのがここに出るでせうが、形として全部の農家が法人化されるといふ考え方は、その点においては、私どもの自立家族経営農家を中心としていくのと根本的に違ひわけでありませう。

○森八三三君 それから第二章の生産といふ規定の中に、農業の生産を總体的に拡大していくのだといふことがうたわれておる。おられますが、その總体的に拡大をしていくといふ終局的なねらいといふものがここには出ていない。私は三月の一日、本会議でもこの点を明確にすべきでないか、今後農業生産のねらいといひました。それは、それが食糧であらうと工業原料でございま

しようと、国民が要求するものにつきましては、それを国内で自給をするということが終局的でなければならぬ。そのために、現状におきましては、コストが非常に高いので、外国輸入品との関係が非常にデリケートであります。ありますが、この法律の施行に伴いまして、そういうような諸般の隘路を開きながら、生産性の向上をはかりまして、外国生産物とも十分均衡がとれるような状態を作つていかなければならない。終局的の目的としては、国内生産の自給を確保するということとを明確にすべきだと思ふ。そこで、法律の用語としては、總体的な、総生産の拡大をはかる、こういう表現であります。その表現は国内自給度を確保するということとをその総生産を増大するという表現が意味している、こういうふうに理解してよろしいかどうか。

○國務大臣(周東英雄君) その点は、私もよくあつた。国内における農家の生産に待ち、農家の所得を増大していく上からいまして、当然にやり方は生産性の向上をはかり、いろいろな手段に訴へますが、かつ合理的に国内における自給度を増していくということについては、私は御意見の通りだと思ふ。ただ往々にして、国内で何でもかんでも、どんなことがあつても、採算に引き合はなくても、これは理論的にまたいろいろ科学的に研究した上でも無理だといふ場合でも、自給するといふふうな、往々に、かつての戦争中にとられた政策のように間違ひを起しやす。この点は警戒しなければならぬ。国内の生産が生産性を高め、合理

性のあるコスト・ダウンをされつつ外国と競争し得るような形に内地の生産を引き上げていって、もつて、総生産をあげて、できる限り、国内の農家によつて国内の必需品をまかなうということ、これは、考え方の基本においては御指摘の通りであります。

○森八三君 そこで、そういうような国内の生産で、もちろん経済原則なり、経済面に適合しないようなむちやなことを申し上げておるのではございせん。ございせんが、そういうような合理的な手段を通して、国内の需要を国内の生産でまかなうというようにいたしますために、ここに、将来の需要の増大を勘案いたしまして、選択的拡大ということが指向されておると思ふ。そこで、その選択的の生産が指向されるということになりますと、その方向はどういう方向であるかということを示さなければならぬと思ふ。最近、大体において、国民の所得の増加に伴う生活水準の上昇によりまして、澱粉質の食糧から蛋白質、脂肪等の食糧に需要が変遷をきておるということから、畜産が指向されるということ、御奨励になつておる。その場合にそういうような方向が行政上の指導として打ち出されるということになりますれば、当然、農民諸君としてはその方向に従ひまして、国の施策に相応じて協力をしていくという態勢をとると思ふ。その場合に、必ずしも経済上のことでございしますから、そういうような見通し通りに国の需要といふものが、必ずしも理論的にきちつとマッチするように動いていくといふときはかりはなからうと、そこで、食い違つたような場合に、もしこれを放置するということになりますれば、かつて農民諸君は、政府やその他の機関の奨励の裏をやつた方がよいといつたような、非常にへんてこな考え方を持ったときもございします。そういうことがまた再現するということになつて、農業基本法は、どういふことを指向し、どういふことを指導奨励したとしても、それには耳をかさないといふ、政治に対する不信感がまた生まれてくる。今回のこの基本法の制定にあたりましては、再びそういうようなことを繰り返すことはならぬ。その場合に、そういう事態の発生した場合における対策はどうおとりになるのか。このことを明確にしておいていただかせんと、過去の事例あるいは経験等から考えまして、農民諸君といたしましては、必ずしも納得をして政府の施策に相協力をするという気持ちにはなりかねる場合もあらうと、それであつては困るのですから、その押えようを、どうお考えになつておるか、明確にしたいと思ふ。

○國務大臣(周東英雄君) ごもつともなお尋ねであります。従来ともすると、奨励をし、生産の増加を進めたと、一年ならずして、これが逆の形になつておるようなこともなきにしもあらずであります。こゝろの点は、今度は、まず計画の上におきましては、ないような処置をとりたい。従来は、ともすると、たとえば農林省におきまして、各局がばらばらな立場で生産指導をやつておつたという形でありまして、今度の場合におきましては、もう世間周知のごとく、大きな一面には、産業経済の伸びといふものが

あり、鉱工業、第二次産業、第三次産業の成長が非常に高まつて、そこに大きな労働移動といふものが起きていくという現実と、それからただいまお話しのように、食糧構造といふものが生活程度の向上に従つて、非常に変わつてきておる。このことは、私は農家の方もよく知つていらつしやると、それはこのままではいかないといふこと、私はだんだん承知されてきておる。そこで、政府としては、そういう立場に立つて、将来、農家が植えて、あるいは生産をして、需要が伸びて、損をしないような形のものを作らしていく。それについて、御指摘のようになかなか困難な点はありまして、今日のようないかなる事態では、過去におけるようななまやさしい問題ではない形になつております。そういう点も認識を求めつつ、そして協力しつつ、その事態を認識させて、作物を転換させていくと、こゝろのことです。

その次のお尋ねは、そういう場合において、多少従来と違つた形でございますが、全体的な農業政策として、総合一貫して政府の各部門におきまして、単に農林省だけでなくて、あらゆる政策を総合的に立てて、今後一本の統一ある形に持つていくというのであります。従来とは違つた形で、えらい間違ひが起ることのないようにしたいものと思ふ。しかも、これらの計画、将来の見通しに立つて、需給の見通しに立つての生産の計画なりその他といふものは、毎年政府が公表いたします。しかも、その需給が見通しに立つての農業の施策については、これは農政審議会において各方面の専門家の意見も聞きますし、当然ま

た農業改良普及員等、また、農業団体を通じて農村の方々の意見を聞いて案を進めるつもりであります。しかも、それは毎年国会において批判されて、農政が一歩々前進していくわけですから、そこに政府が一つの指針を示す、農業者に対して真の理解を得て、ともにやつていくといふことですから、できる限りそういうあやまちの起らないようにいたしたいと思ふ。それはできると思ふのであります。しかし、最後におきまして、かくのごとくいたしましたも、えらい大きな間違いが起つたといふことであれば、それらに対して、その具体的の場合においていかなる措置をとるかといふことは、別個に考えなければならぬ。せんけれども、政府が指導という立場にありまして、長期見通しの上に立つて、その見通しを公表し、それによつてやるが、そこに大きな狂ひが出たとすれば、そのときによつて、それに対して、あるいは価格に対して特別な処置をするといふようなことにもなるかと思ふますが、それは具体的の場合々々によつて処置すべきものであつて、かように考えます。

○森八三君 お話しの通りに、農政審議会が政府のお持ちになつております長期見通しといふものを基礎にして、十分審議されて、それがまた国会にも提出されまして、国会でも十分審議をされるというふうな、念には念を入れていくわけですから、私は間違ひの起ることは万なかろうと、また、そういう間違ひが起るようなものであつてはならぬと思ふのです。がしかし、事は経済に關することですから、必ずしも予期する通りに物理的にきち

んものさしを当てはめるようなわけにいかぬことがあると思います。時によって、生産を抑制するというような場合も起き得ると思います。また、生産過剰のために思わざる損失をこうむる、それは当然長期見通しに立つて政府の指導される計画の中であつても、そういう事態が起きないとは保証したいと思つたのです。両面あつて思う。両面に対しては、何らかの手を尽くさなければ、そういうことを明確にしなければ、そういうような国の施策なりというものに農民がほんとうに心から協力していくという姿にはなりかねる。このことは、今までの経験に徴して私は明確に申されると思うのです。でございますから、この非常に転換期に立つてゐる重大なときに、今後樹立されるでありましようその年々の生産計画をスムーズに進行いたしますためには、そういう際の最後の押えというものをこころするのだということをも明確にすることによつて、そのことが完全に遂行されるという結果を導き出すであらうと私は思ふのです。その押えなくしては、これはなかなか簡単に企図するような結論というものを完成するといふことは非常にむづかしいのじゃないか、こう思ふのです。生産を抑制する場合にも、その抑制に対する対策がなければならぬ。あるいは、予期に反して生産が過剰に陥つた場合においても、それに対する所得を保証する対策といふものがなければ、なかなか納得しないと思ふのです。その辺の責任と言つちや少し言い過ぎかもしれませんが、そういうことについて政府はかく考えるから、安心をしてその年々定められた生産計画に協力をして

てほしいといふことにならなければならぬと思ふが、そういう押えは、そのときどき考えたとおっしゃいますけれども、抽象的、包括的にもかくあるべきだといふことをおっしゃつておかなければ、これは納得できないと思ふますが、どうでしょうか。

とをすればすぐ結論の価格まで補償して安心するかどうかといふところまで、米のような状態にやるのかとおつしやつたら、私はそれは今のところは御返事できません。で、経済の動きを見まして、各種類によつて私は考えていかなければならぬ。たとえば三十六年度の予算におきましては、肉類とかあるいは豚類につきましては、相当の措置をいたしておりますが、鶏卵につきましてはそこまですべておつしやしません。鶏卵は今二割ぐらい下がつておりますが、大体このままではいけないので、鶏卵とか、鶏肉等が盛んにふえて参りました、そういうその価格の激変というやうなことがあつたら、豚や肉類のやうな施策を講じなければならぬが、それは今後具体的生産の状況等と見合つて考えていかなければならぬのではないかと。しかし、少なくとも今の段階におきましては、今後選択的の生産増強といふものにつきます、そういうことをやつていくといふスタートを今切るわけでございますが、スタートを切るなら価格保証まで、所得補償までしろという議論には私は少し組み合はれない。こういうやうな状況におきまして、一つスタートを切つてみましよう。そしてそのつどそのつど可能な限りにおいて、可能な限りにおいて、しかもまた、自由主義経済のもとにおいていかなる措置をどの程度とるかという問題は、私は今後農業基本法をもととしたその後の法制的、財政的措置で考慮すべき問題だと考えておるのであります。それが、価格保証、所得補償までいかなければ農業基本法は安心できないといふのでは、これはい

でほしいといふことにならなければならぬと思ふが、そういう押えは、そのときどき考えたとおっしゃいますけれども、抽象的、包括的にもかくあるべきだといふことをおっしゃつておかなければ、これは納得できないと思ふますが、どうでしょうか。

でびしゃつとやりますから、補償をいたしております。しかし一般の野菜その他につきまして、今農政審議会におきまして野菜をこれだけ作るとか、野菜の方針はこうだとかといふことは、それはなかなかないんじやないか。で、あなたの御質問というものは、野菜をこれだけ作つて、その野菜が売れなかつたら政府が補償するといふ具体的な御質問になると、私は答え得られぬと思ふんです。問題は乳牛とか、あるいは肉類、こういうものにつきまして、牛をどうしようか、豚をどうしようかという問題につきましては、これは野菜より割に楽にいくと思ひます。こういうものにつきます、それじゃ豚を何頭輸入しようとか、生まそうとかといふやうなことを、農業の審議会ではきめ得られるやうな状態になるかならぬかといふことは、今のところではなかなかむづかしいんじやございませうか、経済の実態といふものから考えまして、だから、それは今後ずつと年を重ねてやつていく場合におきまして、たとえば乳牛をどれだけ外国から入れようとか、そして国内でどれだけ増産させようとか、こゝろあるべきやないかといふ基本はきめられますけれども、需要その他の関係におきまして高低がございします。そのときに牛乳が非常によくできて、値下がりするといふ場合に、これを乳製品に製造するとか、あるいは豚が非常にふえて値段が下がつたといふときに、これを冷凍倉庫を置いて、そういう場合の調整をしようとか、いふようなことはこれは今後出てくる問題であり、農政審議会の問題。そういうこ

とをすればすぐ結論の価格まで補償して安心するかどうかといふところまで、米のような状態にやるのかとおつしやつたら、私はそれは今のところは御返事できません。で、経済の動きを見まして、各種類によつて私は考えていかなければならぬ。たとえば三十六年度の予算におきましては、肉類とかあるいは豚類につきましては、相当の措置をいたしておりますが、鶏卵につきましてはそこまですべておつしやしません。鶏卵は今二割ぐらい下がつておりますが、大体このままではいけないので、鶏卵とか、鶏肉等が盛んにふえて参りました、そういうその価格の激変というやうなことがあつたら、豚や肉類のやうな施策を講じなければならぬが、それは今後具体的生産の状況等と見合つて考えていかなければならぬのではないかと。しかし、少なくとも今の段階におきましては、今後選択的の生産増強といふものにつきます、そういうことをやつていくといふスタートを今切るわけでございますが、スタートを切るなら価格保証まで、所得補償までしろという議論には私は少し組み合はれない。こういうやうな状況におきまして、一つスタートを切つてみましよう。そしてそのつどそのつど可能な限りにおいて、可能な限りにおいて、しかもまた、自由主義経済のもとにおいていかなる措置をどの程度とるかという問題は、私は今後農業基本法をもととしたその後の法制的、財政的措置で考慮すべき問題だと考えておるのであります。それが、価格保証、所得補償までいかなければ農業基本法は安心できないといふのでは、これはい

でびしゃつとやりますから、補償をいたしております。しかし一般の野菜その他につきまして、今農政審議会におきまして野菜をこれだけ作るとか、野菜の方針はこうだとかといふことは、それはなかなかないんじやないか。で、あなたの御質問というものは、野菜をこれだけ作つて、その野菜が売れなかつたら政府が補償するといふ具体的な御質問になると、私は答え得られぬと思ふんです。問題は乳牛とか、あるいは肉類、こういうものにつきまして、牛をどうしようか、豚をどうしようかという問題につきましては、これは野菜より割に楽にいくと思ひます。こういうものにつきます、それじゃ豚を何頭輸入しようとか、生まそうとかといふやうなことを、農業の審議会ではきめ得られるやうな状態になるかならぬかといふことは、今のところではなかなかむづかしいんじやございませうか、経済の実態といふものから考えまして、だから、それは今後ずつと年を重ねてやつていく場合におきまして、たとえば乳牛をどれだけ外国から入れようとか、そして国内でどれだけ増産させようとか、こゝろあるべきやないかといふ基本はきめられますけれども、需要その他の関係におきまして高低がございします。そのときに牛乳が非常によくできて、値下がりするといふ場合に、これを乳製品に製造するとか、あるいは豚が非常にふえて値段が下がつたといふときに、これを冷凍倉庫を置いて、そういう場合の調整をしようとか、いふようなことはこれは今後出てくる問題であり、農政審議会の問題。そういうこ

でびしゃつとやりますから、補償をいたしております。しかし一般の野菜その他につきまして、今農政審議会におきまして野菜をこれだけ作るとか、野菜の方針はこうだとかといふことは、それはなかなかないんじやないか。で、あなたの御質問というものは、野菜をこれだけ作つて、その野菜が売れなかつたら政府が補償するといふ具体的な御質問になると、私は答え得られぬと思ふんです。問題は乳牛とか、あるいは肉類、こういうものにつきまして、牛をどうしようか、豚をどうしようかという問題につきましては、これは野菜より割に楽にいくと思ひます。こういうものにつきます、それじゃ豚を何頭輸入しようとか、生まそうとかといふやうなことを、農業の審議会ではきめ得られるやうな状態になるかならぬかといふことは、今のところではなかなかむづかしいんじやございませうか、経済の実態といふものから考えまして、だから、それは今後ずつと年を重ねてやつていく場合におきまして、たとえば乳牛をどれだけ外国から入れようとか、そして国内でどれだけ増産させようとか、こゝろあるべきやないかといふ基本はきめられますけれども、需要その他の関係におきまして高低がございします。そのときに牛乳が非常によくできて、値下がりするといふ場合に、これを乳製品に製造するとか、あるいは豚が非常にふえて値段が下がつたといふときに、これを冷凍倉庫を置いて、そういう場合の調整をしようとか、いふようなことはこれは今後出てくる問題であり、農政審議会の問題。そういうこ

とをすればすぐ結論の価格まで補償して安心するかどうかといふところまで、米のような状態にやるのかとおつしやつたら、私はそれは今のところは御返事できません。で、経済の動きを見まして、各種類によつて私は考えていかなければならぬ。たとえば三十六年度の予算におきましては、肉類とかあるいは豚類につきましては、相当の措置をいたしておりますが、鶏卵につきましてはそこまですべておつしやしません。鶏卵は今二割ぐらい下がつておりますが、大体このままではいけないので、鶏卵とか、鶏肉等が盛んにふえて参りました、そういうその価格の激変というやうなことがあつたら、豚や肉類のやうな施策を講じなければならぬが、それは今後具体的生産の状況等と見合つて考えていかなければならぬのではないかと。しかし、少なくとも今の段階におきましては、今後選択的の生産増強といふものにつきます、そういうことをやつていくといふスタートを今切るわけでございますが、スタートを切るなら価格保証まで、所得補償までしろという議論には私は少し組み合はれない。こういうやうな状況におきまして、一つスタートを切つてみましよう。そしてそのつどそのつど可能な限りにおいて、可能な限りにおいて、しかもまた、自由主義経済のもとにおいていかなる措置をどの程度とるかという問題は、私は今後農業基本法をもととしたその後の法制的、財政的措置で考慮すべき問題だと考えておるのであります。それが、価格保証、所得補償までいかなければ農業基本法は安心できないといふのでは、これはい

でびしゃつとやりますから、補償をいたしております。しかし一般の野菜その他につきまして、今農政審議会におきまして野菜をこれだけ作るとか、野菜の方針はこうだとかといふことは、それはなかなかないんじやないか。で、あなたの御質問というものは、野菜をこれだけ作つて、その野菜が売れなかつたら政府が補償するといふ具体的な御質問になると、私は答え得られぬと思ふんです。問題は乳牛とか、あるいは肉類、こういうものにつきまして、牛をどうしようか、豚をどうしようかという問題につきましては、これは野菜より割に楽にいくと思ひます。こういうものにつきます、それじゃ豚を何頭輸入しようとか、生まそうとかといふやうなことを、農業の審議会ではきめ得られるやうな状態になるかならぬかといふことは、今のところではなかなかむづかしいんじやございませうか、経済の実態といふものから考えまして、だから、それは今後ずつと年を重ねてやつていく場合におきまして、たとえば乳牛をどれだけ外国から入れようとか、そして国内でどれだけ増産させようとか、こゝろあるべきやないかといふ基本はきめられますけれども、需要その他の関係におきまして高低がございします。そのときに牛乳が非常によくできて、値下がりするといふ場合に、これを乳製品に製造するとか、あるいは豚が非常にふえて値段が下がつたといふときに、これを冷凍倉庫を置いて、そういう場合の調整をしようとか、いふようなことはこれは今後出てくる問題であり、農政審議会の問題。そういうこ

でびしゃつとやりますから、補償をいたしております。しかし一般の野菜その他につきまして、今農政審議会におきまして野菜をこれだけ作るとか、野菜の方針はこうだとかといふことは、それはなかなかないんじやないか。で、あなたの御質問というものは、野菜をこれだけ作つて、その野菜が売れなかつたら政府が補償するといふ具体的な御質問になると、私は答え得られぬと思ふんです。問題は乳牛とか、あるいは肉類、こういうものにつきまして、牛をどうしようか、豚をどうしようかという問題につきましては、これは野菜より割に楽にいくと思ひます。こういうものにつきます、それじゃ豚を何頭輸入しようとか、生まそうとかといふやうなことを、農業の審議会ではきめ得られるやうな状態になるかならぬかといふことは、今のところではなかなかむづかしいんじやございませうか、経済の実態といふものから考えまして、だから、それは今後ずつと年を重ねてやつていく場合におきまして、たとえば乳牛をどれだけ外国から入れようとか、そして国内でどれだけ増産させようとか、こゝろあるべきやないかといふ基本はきめられますけれども、需要その他の関係におきまして高低がございします。そのときに牛乳が非常によくできて、値下がりするといふ場合に、これを乳製品に製造するとか、あるいは豚が非常にふえて値段が下がつたといふときに、これを冷凍倉庫を置いて、そういう場合の調整をしようとか、いふようなことはこれは今後出てくる問題であり、農政審議会の問題。そういうこ

とをすればすぐ結論の価格まで補償して安心するかどうかといふところまで、米のような状態にやるのかとおつしやつたら、私はそれは今のところは御返事できません。で、経済の動きを見まして、各種類によつて私は考えていかなければならぬ。たとえば三十六年度の予算におきましては、肉類とかあるいは豚類につきましては、相当の措置をいたしておりますが、鶏卵につきましてはそこまですべておつしやしません。鶏卵は今二割ぐらい下がつておりますが、大体このままではいけないので、鶏卵とか、鶏肉等が盛んにふえて参りました、そういうその価格の激変というやうなことがあつたら、豚や肉類のやうな施策を講じなければならぬが、それは今後具体的生産の状況等と見合つて考えていかなければならぬのではないかと。しかし、少なくとも今の段階におきましては、今後選択的の生産増強といふものにつきます、そういうことをやつていくといふスタートを今切るわけでございますが、スタートを切るなら価格保証まで、所得補償までしろという議論には私は少し組み合はれない。こういうやうな状況におきまして、一つスタートを切つてみましよう。そしてそのつどそのつど可能な限りにおいて、可能な限りにおいて、しかもまた、自由主義経済のもとにおいていかなる措置をどの程度とるかという問題は、私は今後農業基本法をもととしたその後の法制的、財政的措置で考慮すべき問題だと考えておるのであります。それが、価格保証、所得補償までいかなければ農業基本法は安心できないといふのでは、これはい

たずらに百年河清を待つことになる。私といたしましては、この現状、曲がりかどに來たときには、こういう仕組でスタートして、そして具体的な問題が起つたならば、今までのように無制度で、單なる思いつきとは申しませんが、單なる觀念の議論というだけでなく、系統的に、組織的に、計画的とは言葉が行き過ぎますが、一つの考え方をきめて進むときに來ているのじゃないか、こう言うのでござい

す。

○森八三三君 私も今ここで農畜産物のあらゆるものについてかくすべきであるというより、むしろくちやな議論を展開してあるつもりはございせん。少なくとも成長部門として、選択拡大の方向として、こういう方向に行くべきであるというのを指導するといふ限りにおいては、それに対する裏づけといふものを考へてやらなければいかぬのじゃないか。今そういう牛がどれだけだとか、豚がどれだけだとかいふことを考へるのは非常にむずかしいのじゃないかとおっしゃいましたけれども、これはぜひやつてもらわんことには、えさの手当がでないと申すのです。大体長期見通しと申しますか、あるいは短期でもいいんです。大体経済成長の速度からいたしまして、その年の国民生活水準はどの程度に上昇するであろうといたしますれば、過去における国内の大勢、あるいは国際的な推移といふものの実績等々から勘案いたしまして、大体肉類は豚でどの程度、乳はどの程度という需要といふものが策定をされなければおかしいと思う。そういうことが何にもなしには進まぬと思ひます。それが出てくれ

ば、おおむね乳牛は何頭ぐらいということがきめられまして、そこで初めてえさが、農家の自給でまかない得る分はどうか、国内で大体手当がつくの外から輸入をして、そして畜産農家に對して安心をしてそのことにいそいでほしいといふことが、初めて言えるわけでございますので、それが言えるといふ限りにおいては、大体の乳の生産量といふものが策定されなければこれは出てこぬと思ひます。それが出てこない限りにおいては、もし不測にしてその乳が非常に多く生産されて、これは技術の増進あるいは品種の改良、いろいろありましよう。あるいはえさの、いいえさがよけい入つたといふこと等もございませう。いろいろな条件が相重なりまして、予期いたしました生産数量よりもよけいふえたといふときに、今お話しのように、それを乳製品に加工いたしまして、これを他に備へるとか、あるいは冷蔵をして時期的な需給調節の資に供するとか、方法としてはいろいろあるかと思ひます。その場合生乳の生産者、精肉の生産者といふものが冷蔵をする、原料に供給するわけですから、そのときには、大体常識で考へられますその業に携つた人々の所得といふものを保証してあげて、その人々が健康にして文化的な生活ができるという最低の水準といふものぐらいは約束をしてやるという親切が、この法律には含まれておるような気がするものであります。非常にむずかしいことではございしますが、その辺までいかなければおかしいのじゃないかという感じがしておるのですが。

○國務大臣(池田勇人君) 専門的に入りますと、私専門家がでないから誤りがあるかもしれないが、今申し上げましたように、乳牛を何頭輸入しようとか、あるいは国内において優良な乳牛をどれだけふやそうとかいふこと、こういうことは当然やらなければならぬ。それからまた技術指導員におきましても、豚の増産はこのくらいにすべきだといふことはもちろんやるわけでありまして、しかし、今言つたように、乳製品にしなければならぬ、非常に価格が下がるというときに、これはやはり買ひ上げて乳製品にしておくとか、あるいは冷凍しておくとか、こういう措置がとられなければならぬ。これは豚あるいは肉類につきましても、それはさういふことを考へております。しかし、鶏卵の方には今それを考へていない。私は名古屋に行きましたときに、その陳情を受けましてそのとき答えておきました。歸つて、農林大臣に、この部分の陳情を受けてこゝろ答えておいたが、何とかならぬか、農林大臣は、今のところはやらなくてもいい、もう少し情勢が変われば何とか考へなければならぬと農林大臣は答へられました。その通りでありまして、それが価格の激変とか、あるいは生産が減る、病気の流行、豚のコレラの流行で非常に減つたとかといふような場合、いろいろなときに農家の所得を補償する。たとえばイギリスで前からある程度やつておるようございしますが、そこまで今農業基本法を考へるときに補償いたしますと言ひことがいいか悪いが、国民全体から考へて、われわれ自由主義の経済をとつているときに、その補償をいたしますといふこ

と、その補償の限度なんかをきめるよりも、一ぺんこれに進んでみて、そして事態に沿つて、その価格の変動のないように、そして所得がふえて増産に持つていくようにしようといふのが今度の基本法であるのであります。これをやつてみまして、農家の補償をしなければ農業基本法は意味をなさないという結論を出すに、農家の補償をしなくとも、農家所得が自然に上がつていくような体制をこれで整へましよう。そして事情によつていろいろな施策があると思ひます。それはものによつては、米のようなことをしなければならぬ、あるいはアメリカの農業などの、何と申しますか、余剰農産物をよそにやらなければならぬといふことも、あるいは起こつてくるかも知れません。しかし今の場合は、自由主義経済のもとであらゆる知能をこぼつて、あらゆる施策を講じて、減つたことを考へるというよりも、減らないように、そして激減の起こらないような制度にするのが、今の私はとるべき施策である。それが補がないからといって、このものはだめだといふことは出てこないのじゃないかと思ひます。

○森八三三君 私も繰り返して申し上げますように、しつこいのですけれども、そういう事態の起こることを期待するのではなく、そういうことが起きるやうなことを考へておるのです。しかし、事は経済の仕事で生きておるのですから、いつなんどきそういうことが起こるかもしれぬという心配を、農民諸君としては持つと思ひます。そこで最初に申し上げましたように、本法におきましては、農民の今までの功績をたたえて、そして「農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活営むことができるようにすること」は、「公共の福祉を念願するわれら国民の責務」である、こういうふうにはつきりい切つていらつすから、今総理が言われるのは、ほんとうに国民が承知をせぬでも、責務であると宣言した限りにおいては、政府の施策も思ひつきではないはずなんです。農政審議会の議決を経て、国会の議決を経て、そして初めて実践に移された。石橋をたたいて石橋を渡つた、そのことがもし食い違つたといふときに、それも葉っぱの末までやれといふのはなしに、成長部門として育成していこうといふときに、特にその力を入れておる重要農畜物等については、その方法は、貯蔵する方法もありましよう、買ひ上げする方法もありましよう、いろいろな方法がありましよう。私は具体的個々の問題をこれ言ひのではありません。最後の結論として国民の責務であるといふならば、その農民が健康にして文化的な生活を営み得る最小限度のものを何とかしてあげましよう、これくらいのことを言つたといひんじやないかという気がするのございします。

○國務大臣(周東英雄君) この点は先ほどお答えしておるのですがね。私は長期の見通しを立てて、それに沿つて指導をして参ります。見通しというのは、かなり幅のあるものだと思ひます。これははつきりしておる。具体的生産計画といふよりなものでない、きのうもちよつと触れましたが、過去における需給の実績に基づいて、それを

引き伸ばした一つのものはござい

ということは、今総理がお答えいたし

ら、農民諸君安心して進みなさいとい

る価格というものが、やはり生産事情

が当然考えられる、そのことがやはり

しょうが、それで意欲的な、政治的な

ましたように、これから伸ばそうとす

る場合、今具体的に畜産事業団

の例が出たのですけれども、その場合

をめぐって考えていく、しかしそれ

一つの見通しを立てる、範囲におさま

か買ひ上げて、市場から数量を封鎖し

に、さてそこで、具体的に政府が買ひ

上げてその処置をしようとする場合、

その価格安定対策だけではいけません

き、あまり生産したものが需要と違わ

す。こういう形で安定させて安心をさ

が、おそろくこの法律の十一條に

よって具体的なきまってくるのではな

い、この場合にはそういうものを

一つの見通しのもとに指導をしてい

ります。こういう形で安定させて安

心させていく、順次そういう必要が

ありますれば、やつて参りますし、ま

しゅうございませう。

農民に対して親切なやり方と思うので

あります。決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。これ

が、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

す。そういう点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

しゅうございませう。

農産物、すなわちこれから成長し

ていくという点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

か売れないときに買ひ上げたかどうか

要によって講ぜられるものであるか

す。そのことは当然豚肉を生産して大

体流通過程に出て売られる場合にお

すから、その生産者の自家労働賃金と

引き伸ばした一つのものはござい

ます。その場合は、豚とか、乳製品と

か買ひ上げて、市場から数量を封鎖し

に、さてそこで、具体的に政府が買ひ

上げてその処置をしようとする場合、

き、あまり生産したものが需要と違わ

す。こういう形で安定させて安心をさ

が、おそろくこの法律の十一條に

よって具体的なきまってくるのではな

い、この場合にはそういうものを

一つの見通しのもとに指導をしてい

ります。こういう形で安定させて安

心させていく、順次そういう必要が

ありますれば、やつて参りますし、ま

しゅうございませう。

農民に対して親切なやり方と思うので

あります。決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。これ

が、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

す。そういう点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

しゅうございませう。

農産物、すなわちこれから成長し

ていくという点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

か売れないときに買ひ上げたかどうか

要によって講ぜられるものであるか

す。そのことは当然豚肉を生産して大

体流通過程に出て売られる場合にお

すから、その生産者の自家労働賃金と

引き伸ばした一つのものはござい

ます。その場合は、豚とか、乳製品と

か買ひ上げて、市場から数量を封鎖し

に、さてそこで、具体的に政府が買ひ

上げてその処置をしようとする場合、

き、あまり生産したものが需要と違わ

す。こういう形で安定させて安心をさ

が、おそろくこの法律の十一條に

よって具体的なきまってくるのではな

い、この場合にはそういうものを

一つの見通しのもとに指導をしてい

ります。こういう形で安定させて安

心させていく、順次そういう必要が

ありますれば、やつて参りますし、ま

しゅうございませう。

農民に対して親切なやり方と思うので

あります。決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。これ

が、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

す。そういう点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

しゅうございませう。

農産物、すなわちこれから成長し

ていくという点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

か売れないときに買ひ上げたかどうか

要によって講ぜられるものであるか

す。そのことは当然豚肉を生産して大

体流通過程に出て売られる場合にお

すから、その生産者の自家労働賃金と

引き伸ばした一つのものはござい

ます。その場合は、豚とか、乳製品と

か買ひ上げて、市場から数量を封鎖し

に、さてそこで、具体的に政府が買ひ

上げてその処置をしようとする場合、

き、あまり生産したものが需要と違わ

す。こういう形で安定させて安心をさ

が、おそろくこの法律の十一條に

よって具体的なきまってくるのではな

い、この場合にはそういうものを

一つの見通しのもとに指導をしてい

ります。こういう形で安定させて安

心させていく、順次そういう必要が

ありますれば、やつて参りますし、ま

しゅうございませう。

農民に対して親切なやり方と思うので

あります。決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。これ

が、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

す。そういう点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

しゅうございませう。

農産物、すなわちこれから成長し

ていくという点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

か売れないときに買ひ上げたかどうか

要によって講ぜられるものであるか

す。そのことは当然豚肉を生産して大

体流通過程に出て売られる場合にお

すから、その生産者の自家労働賃金と

引き伸ばした一つのものはござい

ます。その場合は、豚とか、乳製品と

か買ひ上げて、市場から数量を封鎖し

に、さてそこで、具体的に政府が買ひ

上げてその処置をしようとする場合、

き、あまり生産したものが需要と違わ

す。こういう形で安定させて安心をさ

が、おそろくこの法律の十一條に

よって具体的なきまってくるのではな

い、この場合にはそういうものを

一つの見通しのもとに指導をしてい

ります。こういう形で安定させて安

心させていく、順次そういう必要が

ありますれば、やつて参りますし、ま

しゅうございませう。

農民に対して親切なやり方と思うので

あります。決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。これ

が、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

す。そういう点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

しゅうございませう。

農産物、すなわちこれから成長し

ていくという点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

か売れないときに買ひ上げたかどうか

要によって講ぜられるものであるか

す。そのことは当然豚肉を生産して大

体流通過程に出て売られる場合にお

すから、その生産者の自家労働賃金と

引き伸ばした一つのものはござい

ます。その場合は、豚とか、乳製品と

か買ひ上げて、市場から数量を封鎖し

に、さてそこで、具体的に政府が買ひ

上げてその処置をしようとする場合、

き、あまり生産したものが需要と違わ

す。こういう形で安定させて安心をさ

が、おそろくこの法律の十一條に

よって具体的なきまってくるのではな

い、この場合にはそういうものを

一つの見通しのもとに指導をしてい

ります。こういう形で安定させて安

心させていく、順次そういう必要が

ありますれば、やつて参りますし、ま

しゅうございませう。

農民に対して親切なやり方と思うので

あります。決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。これ

が、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

す。そういう点も考えていくという

こと、決してその点では何にも考

えられないわけではありませぬ。こ

れは同感だと思ふのですが、よろ

しゅうございませう。

町歩ずつを耕作している農家が二戸ある。その一戸が他の産業の方へ吸収されていつて離農するという場合に、その農地一町歩というものが残るBの農家に合わせていく。そこに初めて自家に経営農家ということが、経営規模の拡大によって行なわれていくということになる。そういう姿というものを考えていられたいと思うのです。その場合に融資の対策だとか、あるいは金利の助成の対策等諸般の問題が考えられておると思いますが、私は現状のそういうような兼業農家がさらに脱落をして他産業に農地を放棄して出ていくというような地点の多くの場所では、農地それ自体の価格が非常に高騰しておる。そういうような非常に高い価格のものでは、とうていこれは融資を受けたというだけでは、農業生産の對象としては非常に不適格な存存であろうと心得るのです。だから今後営業を通じて所得される農産物価格の大体の見通しから逆算をして、収益価格といふものから農地価格といふものが一応構想されなければ、これは問題にならないのではないかと思ふのです。ところがその対策として信託制度等いろいろございしますが、これは他日もっと深くお尋ねをいたしますが、そういうことかと離れました、農地を処分していきこうとする場合に、その処分価格が現に高騰してしまつて、とうてい農業の、生産對象の農地としては問題にならぬ、こういう事実が至るところにあるのです。それを一体どうなさるのか。私端的に言わしてもらうならば、そういう農地は国が買い上げて、収益還元の方法に従つて換算をして、これを自立農家としていく人に供給する。もしその

ものが將來目的をはずれて別の方に転用されるという場合には、これは國家がもう一ぺんそれを取り上げて別の方向へ國家の責任で処分するというようなことを思い切つてやらなければ、なかなか二町五反歩なんという農家を考えましても、草なんかはやしておいて売却。もしそれを貸してしまえば、大へんなことになる。あるいは信託で五年なり十年なり見ると大臣おっしゃいますけれども、そういう連中は処分したいときはいつでも処分するということになりすから、なかなか信託制度そのものにも応じてこない。國土は荒廢する、生産は上がらないということになります。と想うのであります。でございすから、この貴重な國土というものを有効に運用してもらひますためには、この際思い切つて収益価格というものから考えた適正価格で自立農家を作っていくという方向がとられてしかるべきではないか、非常に多くの國費を要すると思ひますが、そのくらいの思い切つた政治がなければならぬと思ひますがいかがでしょう。

○國務大臣(周東英雄君)　ごもっともお尋ねですが、まだ今日の段階で直ちに収益価格から換算した、土地を払い下げる前提として、國が高い農地を買い上げて渡すというところまでは、今決意はいたしておりませんが、しかし、土地造成並びに自立農家を相當な基礎盤を持たして育成していくことに關しましては、その土地取得に關して必要な資金的問題なり制度という問題につきましては、ただいま慎重に研究中であることを申し上げておきます。

○森八三一君　その農地の取得に対する資金等については、これは自作農創

設資金のうちの維持の方は、なるべく減らして創設の方を重点にしていこうということも一つであらうと思うのです。その他にもいろいろ御考慮を願つておると思いますが、農地自体の価格が農業経営の対象としては問題にならぬ。三十万、五十万という農地を買つて、そこへいかに成長部門といえども酪農をやリ、草地にしていこうということもいかぬと思うのです、實際問題として。それじや高級野菜を作るといふしましても、おのずから限度があると思ふのです。温室栽培をやりましたも、これも需要供給の關係から限界がある。そういう農地というものは買えません。それを今自作農創設資金を借りても買ふという人々は、営農を目的にしてやっているのじやなしに、それは他日、それが農地が工場敷地に転用される、あるいは他日の夢を描いて今農地として三十万円で五十万円で買つておられるということだと思ふのです。そういう非常に不健全な姿では、いわゆる自立農家を育成していくといふことは非常に食い違つてきやしないかと思ふのです。ほんとうに自立農家としてまじめに農業生産にいそしんでいくという人のためには、何かそこに一つの問題がないと解決にならぬのじやないか。ただ自立農家、自立農家と言いましても進行しないのですじやないかと思ふのですが、どうですか。

○國務大臣(周東英雄君) この点につきましては、現在の農地の価格というものゝ、都会地に近いとかいろいろなところでは、特にそういう方面から上がつておる類地価格によつて上がるといふことがあるようであります。しか

し、面におきましては今日遊に下がってくるところもあるわけでありま
す。それは一律全国じやありませんか
ら、それでいいとは申しません。こと
にまた、従来は上がつてると申しまし
ても、一反、二反のものは實際上移動
して買つておるわけでありま。しか
し今後問題としては、そういうふう
な既耕地に對する移動の問題と、もう
一つは畜産等に對して必要な牧野草地
の造成等に對しては、必ずしも既耕地
といふものの移動だけを對象にせず
に、目下研究いたしておりますのは、
国有林野等の問題について適正な場所
においては、これは払い下げとか、使
用權の設定といふところまで考えてい
くことが必要じやなかろうか。こうい
ふところにも新しい意味における、必
ずしも工業地帯によつて影響される農
地の價格の値上がりで買えないといふ
問題でなくして、考慮は払つていける
のではないかと思つております。いず
れにいたしましても、御指摘の耕地の
問題の移動に關しては、私ども今後の
推移を見て十分に研究をいたしていき
たいと思つております。

○森八三一君 十分この問題に關心を
もつて御研究を願うということですか
ら、すみやかにその結論が出ることを
期待いたしますが、きょうも午前中に
大専門家の櫻井先生が、社会党の三百万
ヘクタール造成の問題に關していろ
ろお尋ねになりました。これはおのず
から北海道等地域は限られておる。そ
ういふところを開発して大集團の移動
を考へるのかといふことが、かなり
これは速記録を讀まぬと答弁も明確で
ありませんけれども、非常に答弁は不
満であるといふことで櫻井先生は質問

を打ら切つておられますが、私もそういう感じを持つのです。今お話しのように、草地をやるとか何とかおっしゃいますけれども、これは社会党の三百万ヘクタール造成と同じことをおっしゃつてることになつてしまふと思うのです。地域が限定されている。だからあらゆる地点にそういうことが適用されない。しかし今非常に兼業農家が脱落して生産を上げておらぬ。むしろ都市の近郊に近い、そういうところに自立農家を作つていかなければならぬのです。その連中はよそにいつてしまふとね。その連中はよそにいつてしまふといふのでは變になつてしまふますから、どうしてもそういう農家を育成する。こういうことが政府の案であらうと思ふのです。その点については賛成しておるのです。賛成しておるが、そのことをすみやかにやつてもらわないと、この自立農家の育成といふものは、私はおそろく実行ができぬと思うのです。その場合新しい草地を作るとかなんかおっしゃいますけれども、それは櫻井大先生もおっしゃるように地域がきまつておるんですから、全国にそういうことはいかぬ。だから早急に結論を出していただきたい、こういうことを申し上げます。

○国務大臣(周東英雄君) 私はその点については、ただいま申し上げましたように十分に検討をいたしておるわけでありませう。ただ私は草地の問題に觸れましたのは、ただばく然として三百万町歩をどうするといふことでなくて、明らかに地域的なものならぬといふことはおっしゃる通りであります。むしろ、私もはいかなる地域にどういふふうに畜産を奨励し酪農をやらせていくか、その地域における国有林野

等についての問題はどうか考えたいのかというふうな問題を各地域ごとに考えていきたい。そこで、私は具体的にわれわれの政府案としては何百万町歩ということは申しません。具体的計画については、地域的に具体的に治山計画あるいは新地計画というものの上に立って新しい農地の育成をし、草地の造成をいたします。こういうことを申し上げておるわけです。この点はあとでまた付加してさらに申し上げます。

○森八三三君 抽象的によくわかるのですが、わかるけれども、私ももう少しでわからなかつたのですが、午前中に専門家の櫻井先生の話を聞きました。そういうことは抽象的には言えるけれども、具体的には地域が限定されてしまふ。北海道を開発して、そこで自立農家を作ることなどは、どつつか大集団の移住を考えなければならぬ。今までも移住をやっていたからそれを拡充してやればいいじゃないか。東北方面に限ってということになると、大部分本州から四国地域ということのは、そういうあれはほとんどないという専門家の話なんです。全然ないということはおっしゃいませんか、きわめて微量である。そういうような話になってはいかぬ。そういう地域においては、今既存の耕地というものの離合集散と申しますか、配分をもう一ぺん考え、そういうところをこ工業が進んでくるんですから、そういうところに吸収されてくる労働力もあり、余ってくる農地もある。それをうまく調整する。そのときに私が申し上げたことをやらなければ、これは実際問題

は解明されない。私は自分の郷里に当てはめまして切々とそういうことを考えさせられるんです。いかに基本法が農業を拡充して自立農家を作るといふにしても、それじゃ農地はどうして買われるんだ。農地を買えない、農地を買おうとすれば、とうてい問題にならぬというところでございますから、これは十分研究することでありまして、これは早く結論が出ますようにその点は思い切つて、これは第二次農地改革でありませぬけれども、その辺まで一つ突っ込んでいただくということをお願いいたします。私の質問を終わります。(拍手)

○堀本宜実君 農業基本法が社会党案、民社党案、政府案と三案上程されて慎重審議をされました。私はおそろく国会が始まってと申し上げてよろしいほど、こういう機会に農業問題が懸念されたことではないかと思つてあります。農民といふにしても慎重に三つの写真真をいろいろな形から審議をされるというところはことに喜びにたえぬ。かように考えておるだらうと思つても、他党だけの案についての批判だけに終始いたしました。それがためにいたずらに農民に混乱を招かせるようなことがあつては私はよくない。さういふ意味から正しい理解を妨げない立場において若干のこまかいことになるかと存じますが、明確にお答えを願つて、大へん不安である農業経営を安心して農業経営をするんだというところへ持っていけまするための法制化でございまして、さういふつもりでお答えを願ひたいと思ひます。

私はまず基本法について、基本法と予算について質問をいたしたいと存じますが、基本法は農業憲章であると云われておりますが、一面宣言法であるという人もございます。また、予算法であるという一面も持つておると思ふのであります。そこで、いかにりつぱな法案ができましようとも、これに對しまする裏づけの予算というものが完全でなければ、私はこの法案は絵にかいたもちになる、こういうふうに理解をいたしておるのでございますが、今度のこのただいま提案されておりまする政府の基本法案にいたしまして、政府の責任というものは、実に私は重大であると思ふのであります。なまやさしいものではなくて、今までかつてない重大な責任を負いますという覚悟のもとにこの法案が出されておるものであると信じます。またさうでなければなりません。そういう立場から考えてみますと、この基本法案が本年提案されるに及んで三十六年度の予算を振り返つて考えてみますと、なるほど新しい方向を、窓口をあけたといひます。芽を吹いたといひます。か、そういう予算が三十六年度の予算において若千見受けられるのであります。これはわれわれの大へん喜びとするところでございまして、しかし、一般予算で千八百七十三億余でございまして、これは増加は五百五十三億余の増額でございまして、まだしかし、われわれがかねてからの悲願でございませう。一割には足らないのでございませう。九・六％程度のものではあらず、全体の予算から見ますとそういう指数であらう、こういうふうに思ふのであります。そこで過去を振り返つて一々申し

上げる必要はないのであります。三十四年度におきましては、七％近くにこれが落ちて参りました。また三十五年、六年と向上をしておるのでございませう。そこで私は今後のこの予算のつけ方、これは飛躍的な予算のつけ方といひます。竿頭百歩を進めるのでなく、竿頭百歩を進めるといふ立場に立たなければならぬ。ドイツのグリーン・レポート、西ドイツの農業予算等の変遷を見ますと、戦前のこの法案の出ますと、倍額が計上されるに至つておるというのを聞いておるのでございませう。もしそういうことでございませうならば、この際総理はこゝの基本法を提出するに、通過後においては明年度の施策全般において、確実に予算の増額をはかつて農家の心配をなくするのだという強い固い信念の覚悟をお示しを願ひたいものである、かように存じます。またこの点からお伺いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 予算の使い方の問題でございまして、これは何と申しまして、新しいりつぱな国をやるのには、どこに重点を置くかという問題と思ひます。私は、経済全般の発展をうながすための減税、また将来の発展をつかちうための公共投資、そして今困りの方々が非常に多い、その苦しみかひどいというので社会保障制度の三本の柱でございまして、二、三年は続けていかなければならぬと思ひます。今の状態から申し上げますならば、そしてその後におきましては、私は、社会保障制度は続けて参ります。何が、何と申しますか、行政投資といふことは四、五年たてばだんだん

人私はふえ方が少なくなる、減税の方でも所得が非常に多くなればそれは額は多くなりますが、実質的の減税は割にゆるやかなる。何と申しまして、経済の拡大をはかるためには、やはり国民の中の大部分を占めておる農業あるいは中小企業、そしてまた大衆の生活をおくつておるならば、経済全般が伸びるわけでありませう。そういうことから考えますと、私は社会保障あるいは農業関係、中小企業関係に對しましては相当の力を入れていかなければいかぬ。それで農業の点につきましては、今までは米麦中心の農業でございまして、今後は米麦と、果樹園芸、畜産と、こういう方面に私は重点的に施策を持つていかなければならぬ。こういう意味におきまして、その予算全体の額もさることございませうが、内容におきましては、さうして農業基本法の精神に沿つた方向に向かつていくのではないかと、こう考えておるのでございませう。何と申しまして、経済の拡大によつて予算規模も大きくなれば大きくなつた規模のうち、どこに重点を置くかとなると、今の大衆のための施策、さうして将来のための基礎の造成、これが重要な柱になつてくると思ひます。

○堀本宜実君 今までは国会においてもいろいろ農業施策というもののについて議論がかわされ、要求が行なわれて参つたのであります。やはりの国の財政全体から見渡して政策を組む前に、やはりの金の、資金の問題、予算を計上することが不可能であるということにおいて、必要であると認めながらも、

その政策があと回しになってきたと私は思っている。ところが、今回はこの基本法が通過いたしますと政策はでき上がったわけだ。政策がでかき上ると、政策を実行するために、やはり予算の裏打ちが必要であるということにあらなければならぬはずでございませう。今までは金がない、予算が乏しい、よくわかりませう。これは農業だけに全部をつぎ込むわけには参りませう。全体を見渡していかなければならぬのであります。しかし、この大責任を持つて政策が通過するのでありますから、それに対する裏打ちというものの予算というものを必ずつけるのであるという覚悟が大へん必要であります。ただいま総理の御決意を承りました、十分とは申し上げませんが、満足いたしました。どうか一つ筆頭百歩を進めていただきますように御覚悟をお願いしたいと思います。

そこで、この予算を編成するにあたり、一般会計で今後増大するであろう予算を計上されるのか、あるいは例をとつておそれ入りますが、土地改良特別会計というよりなものがございませうが、そういう基本法施行に對しまして特別ワケを設けて、それぞれの形において予算増額をはかつていかれようとするのか、これはただいまこの予算をどういう方向を開きますか、このことはどうも存じませんが、およそ年次計画を定めて、そして順次これに予算をつけていかなければならぬ、そういう経過が起つてくるであらうと思つてございませうが、私はドイツあたりにおきます例を見ますと、やはり基本法と言われます問題のワケとしての

予算というものが別ワケに計上されておるものがあるようでありませう。ただ一般の中でやるといふことになりませうか、あるいは別ワケでこれをお取りになりませうか、そういうことによつて、午前中でございませうか、あるいは昨日でございませうか、今後の機構の改革等の問題にもおよそ及んでくると思つてございませう、御意見を承りたいと存じます。

○国務大臣(池田勇人君) 堀本委員のお話しの通り、農業基本法を制定いたしますと、第四条に規定してあります通りに、政府は必要な法制的、財政的措置をとらなければならぬ。そしてその結果を毎年実績予想といふことを、国会で御審議願うといふことになつて参りますので、以前とはよほど私は、何と申しますか、明るい事態が出てくる。また国民に納得がいくように、お互いに知恵をしぼつて、それが農業伸展に益するような建前が出てくると思つてございませう。そして裏づけの予算はどうかといふ、これが私は所得増進を言ひ始めたものでございませう。早く経済を高度成長して、そういう自立農業とか、中小企業とか、あるいは社会保障方面に金をできるだけ出したい。これがいふならば、私の所得増進の根拠でございませうから、私は農業、中小企業、社会保障制度の拡充、もちろんいろいろところに十分とは思ひませんが、今まで考えておつたような、予算がないからどうかといふこともよほど緩和できてきて、相当私は余裕が出るようになってございませう。ならぬと考へておるのであります。これが私の所得増進論のものである。それから、一般会計でそりやつてふえて

くるが、農業の育成につきましては、一般会計のその財源でやることを主とするか、あるいは特別会計によつてやることを建前とするか、この問題につきましても、私は原則として一般会計からやるべきものでございませう。特別会計で収入をはかつておられますが、これは債券を発行するとか、あるいは一般会計からの繰り入れよりほかないけれども、それ自体で十分に収入を上げれば、それでございませう。原則としてやつぱり一般会計でいくべきものだと思ひます。ただ、一般会計からの金が非常に少ない、しかし非常な要求がある場合、今の土地問題等につきましても、その場合に、一般会計からの繰り入れ以外に他の方法によるべきか、すなわち借入金あるいは公債によるべきか、それによつては、またその額をいかにしようとするかといふことは、そのときの経済情勢で考えるべきことであつて、今までの日本の一般会計と特別会計との施策は、やはり原則として一般会計による、これでいっておるのでございませう。私は今後におきましても、その方向でいくべきだと考へておられます。その場合に、一般会計の予算は、先ほど申し上げましたように、私は相当ふえてくると期待して、そして国民とともに、その方向に向かつて行こうといふのであります。

○堀本宜実君 古い言葉であります、いやな言葉であります、生かさず殺さずといふ言葉がございませうが、えてしてそういうふうになつておられるの農業者に対して、画期的な基本法によつて、所得の均衡をはかり、他産業まで生活水準を引き上げていくといふことは、まことにうれしので

ございませう。従ひまして、私は一般会計の中で、これは政府の予算編成の一つのワケもございませう。あるいは従来の考へ方もございませう。でありますから、特別会計でなければならぬときめ込むのはございませうが、少なくともこの問題が画期的な状態として発足をするという立場に立つては、今までの考へ方ではない、特別な立場に立つて予算の計上をはかるべきであるといふふうになつておられますので、さういふ今後御検討をお願いしたいと思います。

予算のみならず、私は次に資金の、融資の問題についても伺いたいと思つてございませうが、私は元來農業者に融資をするといふこと自体は、本質的には好まない。農業家に借金をさして一体どうして払えるかといふ問題なんです。はなはだ時代錯誤のことを言ひようであります。農業のいすれの部門が、今の制度によつて金を借りて、いろいろな仕事でございませう、米を作ります、あるいはそれは他業種、あるいは畜産の問題いろいろございませうが、それらは、金を借りて幾らの利子だつたら引き合ふのかといふことの調査をしたデータがございませうから、お知らせをお願いしたいと思います。おそれなくあらうと私は思ひます。そういうふうな、それらの農業者が、金を貸してやるから農業をやれと言つて、それを貸していただくことはまことにけつこりでございます。今は借りなければならぬやうな。次には、貸してくれるといふことを言ひますから、これは貸していただくかと思ひますが、しかし、その無計画にこれを借りても、大へんなことが起くるのでございませう。

そこで、大へん金利は安くしか長期でなければならぬと思つてございませうが、今回融資をされる近代化資金といふようなことにも触れて、これは例でございませうが、一つ申し上げてみたいと存じます。国が一分、あるいは都道府県が一分二分の利子補給をする。三百億円融資をする。これは将来その需要が増してくれば、おそろしく金額といふものは増額されるであらうと思ひます。そこで、七分五厘でございませうが、この七分五厘は中央へその金が系統的に上がつて参りますと、金利に二分の差額をつけましたとき、七分五厘といふ数字が出てくる。それが県を通り、中央までいく間に、農村の預金の中から、私は近代化資金として営農資金、興農資金として貸してやるべきであると思ひます。またさういふふうにお考へになつておつたと思ひます。ところが、これをやろうといひますと、財務基準令といふものがございまして、なかなか単農なり、あるいは県信用組合なり、県の信連なり順次上がつて参りますためには、系統的にはその預金の何十パーセントを系統的な預金として預金をしなければならぬ、こういうことになるわけでありませう。余つた金は、近代化資金として使つていいといふことになりませうと、この財務基準令といふものに問題が起つてくる、さういふふうになつておられるのでございませうが、これはすみやかにこれと同時に改正をされる意思なのかどうかといふことを一つ承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) 当然財務基準令に対する改正をいたすつもりであります。

は私もとも考えてみたんですが、今と同じような事業団において買い上げ、貯蔵することについてはちょっと不適当であります。今後いろいろ技術的にも研究していく必要があります。大体冷凍になるわけですが、これらはただ冷凍いたしますと、出したならば大量にまとまって消費しなければ、一たん冷蔵庫から出しますと、長く置けないという格好であります。従つて、これらについては、鶏卵の需要増進ということが今後における大きな私措置だと思ふんですが、同時に鶏卵について生産について実質的な調整というふうなことも考える。幸いにして鶏卵を生み出す養鶏、孵化幼生というものがかなり調整のできるものだからであります。そこにも一つの期待をしておりますが、これでは消極的でありまして、むしろ積極的に卵を消費増大の方向に向けつつ考えていきたい。しかし、さらに技術的に研究もいたし、その措置について今後なお研究いたしたいと思ひますが、むしろ今後のプロセラになつて、鶏肉として売られる分が多くなつて参ります。この方はやり方によつては貯蔵化もできるかと思ひます。今後事態に即して考えて参りたといふ思います。私どもが転換させようとしている小麦については、やはり従来食管法によつて保護されておりますし、テンサイについては今特別な買上げ措置をとつてゐるというふうなことで、大体今の目標とされているものについて、価格措置も考えつつ処理をいたしているつもりであります。あくまでも、堀本さんの御指摘のように、転換を指導していくのであります。

から、その方向へ転換していくためには、どうしても価格を安定して取入が極端に損を受けぬような制度も考えていくことが必要でありましょうから、今後それらの具体的な計画について必要なことが起れば善処いたして参るつもりであります。

○堀本宜実君 必要な措置をしなければならぬときが起つたら必要な措置をするということですが、それは当然なことではございますが、私はこれは時間を大へん少ないので、詳細に私見を申し上げることができませんことを遺憾に存じますが、鶏卵とても困難だ、なるほど乳や豚肉のように同一品種のものでありますならば、大へん簡単なのでございますが、鶏卵は足の早いものでありますから大へん困難だとは思いますが、しかしやれないことではないと存じております。これは御研究をお願いいたします。

それから大麦、裸麦の転換のところで、小麦に転換するのだとおっしゃいますが、まことに小麦に転換することは、日本の輸入をいたしてありますものでありますから、小麦に転換するのはけっこうなんです。しかし、小麦に転換できないところがございます。たとえば関東七県のごときは寒くて、もう陸稻の種まきをきのう、きょう始めたであらうと思ひます。陸稻の方が間作になるわけでございますが、小麦のうちに長らく畑にありますが、小麦のうちに転換せよと言つても、あとのものが作れなくなつちやう。でありますから、全体的な立場からもうございまして、問題、あるいは自然条件、あるいは価格

の問題等考慮してきめなければならぬ問題がたぶんあるかと存じますので、慎重に御検討をお願いしたい。いづれまたこの問題につきましては、御意見を聞く機会があらうかと存じます。

次の問題をお聞きしたいと存じます。が、農産物の需要、農産物というものは、非常に弾力性が少ないのです。一割増産すれば半値になり、二割増産すればただになるという、これは古い言葉でございますが、野菜あたりはそういうことに私は当てはまると思ふ。そういう場合に貯蔵しておくわけには参りません。そこで作付統制、あるいは販売統制、価格統制をするわけになりますまい。そういうことになりまうと、やはりこの農産物の総需要が将来幾らあるかということをつかんで、総需要が幾らあるかに対して、幾らという方法を供給するかと、いよいよそのめどを立てなければなりません。それがためには、第八條に、長期の見通しをして、そうして発表するのだ、というふうなのですが、言葉は簡単であります。長期の見通しをするというものが、自分が私が大へんなことだと思ふのでございまして、たとえば六条で、その動向を報告する、七条で施策を決定する、その施策は六条の過去の動向に従つて施策を組むのである、そうして八条で、長期の見通しをするのだ、というふうな述べておられますが、その過去の動向とは、およそ統計によるなければならぬと思ひますが、統計になりますと、よほど早い統計を作りますと、ただいまの観点からいいますならば、三十五年度の統計であらうかと思ひます。おそろく統計というこ

とが仕上がつて公表のできる統計は、三十四年度くらいでないといけないと思ひますが、よしそれをもう一歩譲つて、三十五年度の統計がかりにできたといひます。そうすると、三十七年度の施策を発表することになりますと、三十六年度を飛ばして、三十五年度の動向によつて三十七年度の施策を組むのである。しかも文書でこれを公表する。そうなりますと、六年が一番飛びますが、これは現実の問題です。何もしないで言つてゐるのでも何でもありません。そういう場合に、どういふふうにお考えになつて動向を調査し、これが動向である、しかるがゆゑにこの施策をするのであるか、これは事務的なものでございまして、これは事務的なものでございまして、お聞きをいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) 御指摘の通り、従来の統計というもののについて、は、どうも一年飛ばして一昨年の統計がもとになつておるようです。今度の農業基本法の制定において、すべての報告なり、施策というものが統計に基づくと、いふことになりまうれば、これは統計に關しても、今いかなる形にどうするかという問題を検討をいたしておるわけでございます。できるだけ早くまとめて、そうして資料にいたしたいと思つております。

ただ、先ほどお話もありましたように、果実あるいは野菜というふうなもの、非常に腐敗しやすいのであります。非常に腐敗しやすいのであります。中々も特にひどい野菜、青果物、こういうものにつきます。むしろ見通しに立つて生産をするということについては、幸ひにして今日六大

都市、あるいは十大都市ですか、東京、大阪、横浜、神戸というところについては、年々における實際売られまして野菜等の数量が、市場調査ではつきりしてあります。しかもその都市における年々の増加、需要の伸びというものの率が大体わかつて参りました。なぜ今までこれが使われなかつたかと思ひます。むしろそういう面からいいますと、これをもちと有効に活用して、その年に出る蔬菜の数量、あるいは青果物の数量というものは、年々このくらいであつて、年々の伸びはこのくらいになつておる。しかもそこへ出てくる各府県の出荷団体、出荷者割りの数量も、大体わかつてゐるようでありまして、こういう点をもつと高度に活用して、それこそ農業団体あるいは農業会といふもの、農業委員会といふものが、農業協同組合であります。これらが総合的に協力しつ、縦に横に連絡しつ、おのの限における生産を自治的に調整しつ、しかも今度は生産が上つたものを共同に出荷する、出荷を調整していくというふうなことをやること。これは私は、政府が生産を統制するといふ立場でなくとも、これこそ農業団体なり地方庁というものが、そこまでする協力的に一つ活動に持つてくるということが必要であり、これは非常に農業基本法においても団体の活動を求めてあります。これは最もやりやすいことであると思ひます。そういう方向で一番問題のある政策等についての処置を講じていくようにしたい。そのことは、ひいては全国の都市にも及ぼすことができれば、今度は逆にそれらの実態という

ものも、早くこれは市場調査でわかつて参ります。その範圍に基づいての三、四年なり五年の見通しを立てることは案ではないかと思ひます。他の農産物についても、いろいろ統計を整備したいと思ひます。その線に沿つて私もはやつていきたいと思ひます。一応はつきりしておる問題について申し述べた次第であります。

○堀本宜実君 この問題は、言葉で表現いたしますと、きわめてやさしいのでございますが、実行に移しますと、とくらゐらずがしいものはないと思ひます。たとえば私は、あまりこの問題で突き詰めたお話を申し上げようとは思ひませんが、農業に統計があるかというところなんです。これは私も長い間、そういう仕事を参りました。ことに、どうに統計はないのです。ことに、くだものなんというものは統計はございせん。例を申し上げます。生食をす、なまで食うときが安くて、くずミカンで加工するときになつて高いのです。それは、生産がどのくらいであるか、あつた結果が起つてくるかというところがはつきりわかつていないから、あつた結果が起つてくるのです。長期の見通しを発表すること、は、まことにけっこうなんです。私は、書いておることを現実に履行するといふ立場になりますと、きわめて重い責任を持つと思ひます。この一つだけで完全にするといふことができません。ならば、基本法としての価値は十分にあると私は思ふ。生産と需要の問題を長期にわたつて見通しをするのであります。需要構造、消費構造が変わつたからこゝで変えなすといふて、しよつちやう変わるべき性質のものであります。

しょうか。私は変わらないとは言いませんが、そう変わる長期の見通しなから、立てないがいい。その根拠の正しいことを希望したし、地域別あるいは専門別、兼業別あるいはまた組織別のそれぞれの統計が明確に出てこなければ、今後の仕事は成り立たないということを十分に御理解をいただかなければならぬと思うのであります。

もう一点、構造論について、時間が来たようでございますので、簡単に申し上げたいと存じますが、私がお伺い

いごさいましたから、私は重ねて同じことは申し上げませんが、要約して申し上げますならば、自立農家を作るということに、大へん大きくその役割を持つていくのは、やはり協同組合の信託の事業だところと思う。これは貸したり売ったりするという仕事だと思ふのであります。そこで売る場合には、農村から出ていって転職をする人であ

りますから、周囲の類地の値段ぐらゐには買つてあげなければならぬ。公定価格で買つてあげない、類地の相場で買つてあげなければならぬ。この価格ではたして生産して引き合ひにかかるかどうかということが問題になる。そこで森先生もおつちやつたように、政府が一度買って、そしてそれを賃貸の形で出すなり、あるいは何らかの形でやられるということが一番いいことだと思つております。と思つておりますがそれができない。私は元来三重価格制をとるべきである、買つものものと売るものとの間に価格が違つていくべきである、こういう意見を持つておりまして、それは森先生が先ほど御指摘になりました、なかなか財政上困難

であるということでありませう。これは私も財政的には非常に困難であらう、こう思うのでありますが、それならば低利、長期というところに今度はいくと思ひますが、これはすみやかに一つ目下検討中だなんと言わないで、どれだけなら引き合ひにかかるのかということを早く明示をしないと、大へんなことが起こつてくる。これは私は要望として申し上げておきます。もう一つに御答弁になりましたから要望として申し上げておきます。

次に、私はこれも必ず新しい問題でございましょうが、新卒、新しく出ました中学あるいは高等学校の卒業生が、大部分都市に地すべりのような形で流れ込んでいきます。あるいは流出といいますが、とにかく農村から流出していくわけであります。そこで、今まで農村の人口の問題がいろいろな形で論議されておりますが、私は自立経営農家をめざす若い人、筋金の入っ

た合理的の經營をする若い人、これを養成しなければならぬという問題が起つてくるのじゃないか。そこで第二条の末尾に教育ということが書いてございしますが、教育するということは一つでありますが、教育ということとは一体どういう立場でいかなる教育を施していくのかということを書いておかなきゃならぬ。そういうことを明確にしないと、貧農切り捨てという問題が起つてくる。私は貧農切り上げにならなければこの問題はいけない、またそういうように思われると思うのでございします。そういう形からいきますならば、もう全部、それとこれとは外題が違いますが、全部申し上げます。私は自立経営に持つていくということは理

想であるが、いわゆる兼業農家というものもあり得るのだ、そういうこと、これはいろいろな統計で私は申し上げたいと思うのでありますが、時間がございませぬ。そこで、総理もお歸りになるようでございますから、理想といふしましては、専業農家を育成する、自立農家育成にいろいろと働きかけ、努力をし、そういう施策の充実をはかるべきであると思うのでありますが、兼業農家というものが今の場合が当分といえますか、相当あるいは永久になるか、むしろ兼業農家自体が赤信号でなくして兼業農家自体が青信号であるとも言えるように思われるのでございますが、御意見を承つておきたいと思ひます。なお農林大臣には、今の教育の問題についてお答えを願ひたい、かように思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 初めの田畑の取得、自立農家、これは堀本委員であるいは先ほどの森委員私も同感でござ

います。これは御心配になりわれわれも心配している。しかしこのことは私とはもともと経済原則でいくべきだと思います。ちょうど戦後におきます統制をしているときに、安定価格とか物価体系あるいは新物価体系と、いろいろな施策を机上でやっておりますが、私はそういうことをとりませんで、これはお互いの経済良識によつてそれが取り引きが行なわれる、これが私は原則でなければならぬ。いかにも二重価格制とかなんとかいふことは、保護的に非常にいいようであります。私はどうしてもできぬときには別の措置を講じなければなりません。が、原則としてはやはり自由経済、市場経済、これによつて支配してきめていくべきもの

である。きまらぬ場合において政府がいかなる処置をとるかということでごさいますて、初めから二重価格とか、政府が買い上げてということとは、私は非常にいいようでごさいますけれども、経済の原則に沿わず、あと非常に悪い結果を及ぼすということは、ちやうど自由経済、市場経済が経済の根本であるがごとく私はこの主義でいきたいと思う。一応いかなうときにはまた考えなければならぬ。そこで農林大臣に研究してもらいますが、この実態がどう動くかということがまずきまらるべきだ。自分は自立農家としてやっていきたいのだ、自分はここを払っていきたいのだ、こういうことがその田畑の渡渡価格をきめる。こういうことがまず先じゃないかと思ひます。で田畑価格のきめよりは、その時の情勢いろ

いろいろなことと變つてくると思つてお
るのでありますが、原則は私は自由經
済の自由取引、それを醸成していくの

に長期あるいは低利ということはこれは考えなければならぬ。

それから兼業農家、私はたびたび言っております通り、自立経営の農業を育成していくのでございますが、今の現状から申しましてそんなに手のひらを返すように自立農家がすぐできるわけのものではございません。だからどうしても兼業農家というものができ得ると思います。私は余談でございますが、アデナウアー首相が参りました。そうして京都、大阪辺を旅行して農家へ行ってみたそりであります。日本の農家は非常にいいじゃないか。農村の問題はないだろう。こういうことをアデナウアー自身が申します。それはあなたの行かれたところは兼業農

家だからいい。いわゆるドイツの日曜農家ほどじゃないが兼業農家だからいい。われわれの困っておるのは兼業農家にもならんような、以下の小さい農家、これをどうするかということが問題だ。それからまた兼業農家にしても、なお他の産業に比べるとまだ十分ではないのだ。こう言つてアデナウアーには申しましたが、私は兼業農家というものは育成するわけじゃございませんが、当然の結果としてはこれはやはり農業政策として考えなければならん問題だと思います。これが何と申しますか、経過的問題でなしに、相対的にいくことを予期しなければならん。そういうことはまた一つの存在理由のあるいいことに属すると思つておるのであります。

それから教育の問題でございます

が、まあ堀本さんとは近くなんですが、私の中学の母校は昔から園芸科というものを置きまして、お互いにミカ

ンを作つたりいろいろな果物をやつておきます。こういうようなことはやはり伸ばしていかなければならない。これは寒いところばかりではなしに、あゝいう瀬戸内海沿岸におきましては、段々畑のところでは、大妻は作れんといふところには何を持って行くか。こういうことになつて参りますので、私は果樹園芸その他のいわゆる農村の子弟に専門的の農業知識を与えるといふことは必要なことであつて、現にわれわれの国元ではやつておる。これをふやしていきたいといふ考えを持つておるのであります。

○国務大臣(周東英雄君) 教育問題についてのお尋ねでございますが、總理のお答えを多少補足いたします。ただ

いまお話しになったように、今後の農業というものは生産物に對しまして、選択して考えるということであつて参ります。従つて變つて参ります農業を行なうにつきては、それぞ特殊な技術が必要である。また今後の農業を生産性を高め所得を増加する上において、近代化その中には、技術の高度化、機械化という問題が入つてくる。機械の操縦その他いろいろな問題についても技術教育が必要だ。ことに今農村地帯にある農業高等学校というものの生徒が減少して参る。こういう問題あるいは離農する青年を、どこまでも中堅となつて残つて農業を守らうとする青年に對する教育という問題、すべてひつくるめましてただいま文部大臣といひろと今後の問題を相談して参りまして、学校においては技術教育を大きく伸ばすための施設なり、または特に農村に残る農業青年に對するできれば月謝の減免というものがある形においてか考へられなにかといふようなことも考へて参ります。あるいは、そういう面は他にも影響のあります問題ですから、むしろそういう特殊なものにおいては、別個農林省の方からの補助というものはできないだらうかと、これは確定はいたして参りますが、いずれにいたしましても、そういう面について、農業教育に對しての内容と、農村に残るこれらの青年に對する教育の方法をどうするかという問題について、ひとしく学校の制度とあわせて考へて参りたい、こう思つて参ります。

○堀本宜実君 もう終わるつもりで参りましたが、どうもちょっと、總理のお話しになりましたこと、農林大臣の

お話しになりましたこと、氣にかかることがございますので、伺つておきたいと思つて参ります。農業の高等学校をことし卒業された人が、農村に残つた人が一割、九〇%までが外へ、農業学校を出たのにもかからず出ておるのであります。でありますから、農業教育を振興するといふだけでは、農業にはとどまらないといふ現象なのであります。暑くなれば、一枚ずつジュパンを、法律でなくとも脱いでいく。寒くなれば、一枚ずつ羽織もひっかけていくといふ、自然に農業に密着するやうな姿に持つていかないといけないと思ひますが、それには、文化の問題でありますとか、道路の問題でありますとか、あるいは教育の問題、農業自体その固有の教育をすることだけで、私は、農業者に筋金の入つた教育の方法ではない、こういうふうな考へるのでございます。新卒は、まことに今申し上げましたやうな都合でございますが、たとえば、中年者の人が途中からエレベーターに乗ることができないですね。新卒の人はちゃんとエレベーターが待つていて、行くべきところに行きますが、途中の人が、農家が減つてこない。人が減つてくるが農家が減らないといふ現象は、中年の人が途中から転業しても、乗つて行けないといふところに原因があるかと思ひるのであります。農村の文化といふことが、そういう問題も広くお取り入れになつて、技術の振興等をやつていかれるがよいのではなからうかと私は思ひます。農業といふものは企業であります。一面労働者であります。しかし非常に複雑でございます。技術者でございます。この三つの性格を持つておるのが農業者だと私は考へておりますが、そういう立場から考へてみますと、畜産振興だなんて言ひまして、ほんとうに知らないのです。はなはだ農民に對して御無礼なことを申し上げるやうであります。ほんとうに知りません。一体経済地域でなければならぬので、天地ともにに行ずる。なんといふ農本主義の時代は済んだ。いかにして経済を有効に展開するかといふことでなければならぬはずだといふことになつてくる。かように存するのでございます。御答弁をいたして、私は要望をいたしておきます。これで終わります。

○委員長(藤野繁雄君) それでは、本日はこの程度で散会いたします。午後五時十六分散会